

資料編

1 朝霞市廃棄物の減量及び適正化に関する条例

平成10年12月24日
条例第35号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (5) 再生品 再生資源を原料として製品化した物をいう。
- (6) 再生利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再使用すること又は資源として利用することをいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の意義の例による。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の減量を推進するとともに、その適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、廃棄物の減量及びその適正な処理に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図ることにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図ることにより、廃棄物の減量及び

資源の有効利用に努めなければならない。

- 3 事業者は、廃棄物の減量及びその適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量等

(市が行う廃棄物の減量)

第6条 市は、廃棄物の分別収集、処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(市民が行う廃棄物の減量)

第7条 市民は、再生利用が可能な物の分別を行い、これを資源の回収日に排出すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、商品の購入に当たっては、当該商品の内容、包装等を考慮し、廃棄物の減量及び資源の有効利用並びに生活環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、再生資源及び再生品を使用するとともに、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、再生利用が可能な物の分別の徹底を図る等再生利用を推進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第9条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者で規則で定めるものに対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(事業用建築物の所有者等の義務等)

第10条 事業用の建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量が図られるようその管理を行わなければならない。

- 2 事業用の建築物で規則で定める大規模なもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する業務の実施に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 4 事業用の建築物の占有者は、当該建築物の所有者の指示に従い、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量に努めなければならない。
- 5 市長は、事業用の建築物の所有者又は占有者に対し、前各項の規定の実施に関し必要な事項を指示することができる。

(再生利用促進物)

第11条 市長は、再生利用を促進する必要があると認められる製品、容器等を再生利用

促進物として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。
- 3 再生利用促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら率先して再生利用促進物の回収を行うこと等により、その再生利用の推進に努めなければならない。
- 4 市長は、再生利用促進物の再生利用が促進されるよう市民及び事業者と協力して、再生利用促進物の周知、その回収及び再生利用の啓発に努めなければならない。
- 5 市長は、再生利用促進物ができるべく廃棄物として処分されることのないよう再生利用促進物の製造、加工、販売等を行った事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

(適正包装等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、再生利用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、その包装、容器等の再生利用の推進に努めなければならない。
- 3 事業者は、消費者が商品の購入に当たって、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、消費者が包装、容器等を不要とし、又はその返却をするときには、その回収に努めなければならない。

(市民の自主的活動への支援)

第13条 市は、再生利用その他廃棄物の減量化に関する市民の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援をするよう努めるものとする。

(再生資源収集団体への支援)

第14条 市は、再生資源の収集を行う団体の活動を促進するため、当該団体を支援するよう努めるものとする。

第3章 一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画の告示)

第15条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(家庭系廃棄物の処理)

第16条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

- 2 市民は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を適正に分別し、保管し、排出する等市が行う家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 3 市民は、一時多量に排出する家庭系廃棄物で規則で定めるもの(以下「一時多量家庭系廃棄物」という。)については、市長に届け出て、市長の指示する場所に自ら運搬しなければならない。

(資源物の所有権)

第16条の2 前条第2項の規定により排出された家庭系廃棄物のうち、資源物(再生利用を目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、市に帰属する。

- 2 市又は市長が指定する事業者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬しては

ならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第 17 条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物収集運搬業者に運搬させ、若しくは一般廃棄物処分業者に処分させなければならない。

2 市は、家庭系廃棄物の処分に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処分を市の処理施設において行うことができる。

(適正処理困難物の指定等)

第 18 条 市長は、一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっていると認められるもの(法第 6 条の 3 第 1 項の規定により指定されたものを除く。)を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該適正処理困難物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

(動物の死体の処理)

第 19 条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処理することが困難なときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(排出禁止物)

第 20 条 何人も、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 市長は、前項各号に規定する物を処分しようとする者に対し、必要な事項を指示することができる。

第 4 章 地域の生活環境

(土地又は建物の管理)

第 21 条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物に、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

2 土地の占有者は、その占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、当該廃棄物を自らの責任において処理するよう努めなければならない。

(ごみ集積所の清潔保持)

第 22 条 ごみ集積所の利用者は、自らの責任において当該ごみ集積所の清潔を保つよう努めなければならない。

第5章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第23条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定める手数料を徴収する。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を免除することができる。

(許可申請手数料)

第24条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。

2 前項の規定により既に納付された手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6章 一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る縦覧の手続等

(縦覧等の対象となる施設の種類)

第25条 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により市長が実施する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び利害関係を有する者への生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与（以下「縦覧等」という。）の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧等の告示)

第26条 市長は、縦覧等をしようとするときは、その旨を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第27条 調査書の縦覧の場所は、市長が前条の規定による告示において指定するものとする。

2 調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第28条 意見書の提出先は、市長が第26条の規定による告示において指定するものとする。

2 意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(見解書の作成等)

第29条 市長は、意見書の提出があったときは、見解書（当該意見書に対する見解を記載した書面をいう。）を遅滞なく作成し、当該意見書を提出した者にこれを送付しなければならない。

(環境影響評価との関係)

第30条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は埼

玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第26条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（他の市区との協議）

第31条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

（技術管理者の資格）

第32条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1） 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- （2） 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- （3） 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- （4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （5） 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （6） 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （7） 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （8） 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （9） 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて

卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第7章 補則

(勧告及び公表)

第33条 市長は、第9条に規定する指示に従わない事業者又は第17条第1項に違反している事業者に対し、期限を定めて当該指示の内容を履行するよう又は当該違反している事実を改善するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者にもその理由を通知し、意見を述べる機会及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第34条 市長は、前条第2項の規定による公表をした後において、当該事業者が同条第1項の規定による勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業者から排出される事業系一般廃棄物を市の処理施設で受け入れることを拒否することができる。

(報告の徴収)

第35条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第36条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業所に立ち入り、一般廃棄物の処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の朝霞市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により行

われた処分その他の行為は、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（平成 11 年条例第 15 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 26 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 4 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 29 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 3 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日条例第 8 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 朝霞市廃棄物減量等推進審議会条例

平成6年3月28日
条例第7号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、朝霞市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議し、これらの事項について答申する。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民環境部資源リサイクル課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第34号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 13 号）

この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 41 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

3 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定経過

開催日	内 容
令和4年5月27日	令和4年度第1回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について (令和3年度実施分)
令和4年8月5日	令和4年度第2回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定について ○ごみ処理広域化について
令和4年10月24日	令和4年度第3回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うアンケート調査の実施要領について
令和4年11月4日から 令和4年11月30日まで	朝霞市のごみに関するアンケート調査
令和5年2月6日	令和4年度第4回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うアンケート調査結果の報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うワークショップの実施について ○朝霞市・和光市ごみ処理広域化の進捗状況について
令和5年5月21日	朝霞市のごみに関するワークショップ(市民意見交換会)
令和5年5月31日	令和5年度第1回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について (令和4年度実施分)
令和5年8月1日、19日	朝霞市市民環境団体ヒアリング
令和5年8月2日	令和5年度第2回廃棄物減量等推進審議会 ○ワークショップの実施報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の施策検討について ○ごみ処理広域化について
令和5年10月31日	令和5年度第3回廃棄物減量等推進審議会 ○環境団体ヒアリングの結果報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について ○パブリックコメントの実施について ○市民説明会の実施について

開催日	内 容
令和5年11月21日から令和5年12月21日まで	第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）についての朝霞市庁内パブリックコメント及び市民に対するパブリックコメント
令和6年1月（予定）	令和5年度第4回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）について ○朝霞市庁内パブリックコメント及び市民に対するパブリックコメントの結果について

4 朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(1) 令和4年度

(◎：会長 ○：副会長) 順不同・敬称略

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号	知識経験を有する者	野平 佳紀	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長
		石原 茂	市議会の議員
		◎松波 淳也	法政大学経済学部 教授
		河井 一広	全国都市清掃会議 総務部長
第2号	関係団体を代表する者	遠藤 なみ子	朝霞市商工会 女性部
		大村 相哲	朝霞地区四市廃棄物処理協会
		松下 昌代	朝霞市リサイクルプラザ企画 運営協議会
		関口 博信	朝霞市自治会連合会 副会長
		○渋谷 昇 ※第2回審議会から変更	
第3号	公募による市民	高橋 義幸	
		柳下 克枝	

(2) 令和5年度

(◎：会長 ○：副会長) 順不同・敬称略

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号	知識経験を有する者	永吉 雄一	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長
		石原 茂	市議会の議員
		◎松波 淳也	法政大学経済学部 教授
		河井 一広	全国都市清掃会議 総務部長
第2号	関係団体を代表する者	遠藤 なみ子	朝霞市商工会 女性部
		大村 相哲	朝霞地区四市廃棄物処理協会
		平塚 千嘉子	朝霞市リサイクルプラザ企画 運営協議会
		○山内 善四郎	朝霞市自治会連合会 副会長
第3号	公募による市民	原 賢治	
		巻島 恵	

5 朝霞市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会委員名簿

(1) 令和4年度

No.	役職	氏名
1	市民環境部長（委員長）	清水 豊
2	総務部財産管理課長	奥田 将隆
3	市民環境部地域づくり支援課長（副委員長）	塩味 基
4	市民環境部産業振興課長	星加 敏昭
5	市民環境部環境推進課長	石井 隆行
6	市民環境部資源リサイクル課長	渋谷 寿男
7	福祉部障害福祉課長	濱 浩一
8	福祉部長寿はつらつ課長	大高 みゆき
9	上下水道部下水道施設課長	田中 毅
10	学校教育部教育指導課長	松本 欣巳
11	学校教育部学校給食課長	長谷 修

(2) 令和5年度

No.	役職	氏名
1	市民環境部長（委員長）	清水 豊
2	総務部財産管理課長	奥田 将隆
3	市民環境部地域づくり支援課長（副委員長）	塩味 基
4	市民環境部産業振興課長	星加 敏昭
5	市民環境部環境推進課長	石井 隆行
6	市民環境部資源リサイクル課長	大瀧 一彦
7	福祉部障害福祉課長	濱 浩一
8	福祉部長寿はつらつ課長	増田 潔
9	上下水道部下水道施設課長	田中 毅
10	学校教育部教育指導課長	松本 欣巳
11	学校教育部学校給食課長	長谷 修

6 ごみ処理事業の経緯

年月	事業等の内容
昭和 36 年 9 月	・朝霞町焼却炉竣工（固定バッチ式焼却炉〔7.5t/8h 後、5t 増設〕）、運搬トラック 2 台、職員 7 名で対応
昭和 47 年 10 月	・朝霞市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
昭和 50 年 4 月	・粗大ごみ有料収集運搬開始（予約申込み制）
昭和 59 年 8 月	・粗大ごみ処理施設（30t/5h）竣工、建物延面積 460.813 m ² 総工費 217,000 千円
昭和 61 年 4 月	・焼却灰処理委託（茨城県北茨城市）開始 ※平成 18 年度で終了
平成元年 4 月	・可燃ごみ収集業務 一部地区での委託開始 ・焼却灰処理委託（埼玉県寄居町）開始
平成元年 7 月	・不燃物の分別容器配布開始
平成元年 10 月	・地域リサイクル活動推進補助金制度開始
平成 3 年 8 月	・市内公共施設に牛乳パックの回収箱を設置 ・空き缶圧縮機を集団回収団体に貸付開始
平成 4 年 4 月	・資源ごみ（新聞、雑紙、ダンボール、布類）の収集開始 ・カレット、アルミの再資源化開始
平成 4 年 8 月	・焼却灰処理委託（群馬県草津町）開始
平成 4 年 10 月	・ストーカ式焼却炉（80t/16h）建設に着工
平成 5 年 10 月	・焼却灰処理委託（長野県豊田村、平成 18 年度から中野市）開始 ※平成 21 年度で終了
平成 5 年 11 月	・第 1 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 6 年 4 月	・可燃ごみ収集業務を市内全域委託業務に移行
平成 6 年 6 月	・朝霞市廃棄物減量等推進審議会の設置 ・第 1 期朝霞市分別収集計画策定
平成 6 年 12 月	・朝霞市クリーンセンター 80t 炉ごみ焼却処理施設竣工（40t/16h×2 炉 ストーカ炉） 建物延面積 3,570.82 m ² 総工費 4,480,500 千円 ・60t 炉ごみ焼却処理施設休止
平成 7 年 1 月	・80t 炉ごみ焼却処理施設稼働開始
平成 7 年 5 月	・紙パックと再生トイレトーパーとの交換事業開始 ・ごみ集積所用クリーンネットの貸付開始
平成 9 年 4 月	・あき缶資源化施設竣工（5t/5h）、建物延面積 131.36 m ² 総工費 33,475 千円 ・「資源の日」を週 1 回設け、びん、かん、ペットボトル、新聞、布類、ダンボールの 7 品目の分別収集開始 ・公共施設での乾電池回収箱設置 ・市内スーパーに、食品トレーの店頭回収の協力依頼
平成 9 年 6 月	・80t 炉全連化改造工事着工（60t/24h×2 炉）
平成 9 年 10 月	・80t 炉全連化改造工事竣工（60t/24h×2 炉）、総工事費 37,800 千円
平成 10 年 4 月	・透明、半透明ごみ袋の完全実施 ・電動式生ごみ処理機購入者への補助金交付開始
平成 11 年 3 月	・第 2 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 11 年 4 月	・朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
平成 11 年 6 月	・第 2 期朝霞市分別収集計画策定
平成 11 年 10 月	・朝霞市リサイクル推進員制度の設置
平成 12 年 7 月	・朝霞市リサイクルプラザ（エコネットあさか）開所
平成 13 年 4 月	・プラスチック資源ごみ分別収集の開始 ・燃やせないごみ、資源ごみの祝日収集の開始 ・家電リサイクル法施行に伴い、家電 4 品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫）を粗大ごみから除外
平成 14 年 4 月	・セメント原料化するため、焼却灰（主灰）の一部の搬出開始
平成 14 年 6 月	・第 3 期朝霞市分別収集計画策定
平成 14 年 11 月	・折りたたみ分別容器配布開始
平成 16 年 3 月	・飛灰のセメント資源化に伴うごみ処理焼却処理施設の乾灰（飛灰）取出し設備設置工事竣工、総工事費 21,420 千円 ・第 3 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定 ・セメント原料化するため、焼却灰（主灰）の一部に加え、飛灰の一部を搬出開始
平成 16 年 10 月	・資源有効利用促進法に基づき家庭系パソコンを粗大ごみ及び不燃ごみから除外
平成 17 年 6 月	・資源物の横取り防止の規定を条例で定める ・第 4 期朝霞市分別収集計画策定

年月	事業等の内容
平成 17 年 7 月	・容器包装プラスチックリサイクル処理問題について調査委員会を設置
平成 17 年 10 月	・「資源ごみ」「もやせないごみ」「粗大ごみ」の収集業者を変更
平成 18 年 4 月	・クリーンセンターの搬入時間拡大（生活系ごみ 第2、4土曜日→毎週土曜日） ・「粗大ごみ」の取り扱いが一部変更
平成 18 年 9 月	・紙パックと再生トイレトーパーとの交換事業廃止
平成 18 年 10 月	・紙パック集積所収集を開始 ・クリーンセンターの搬入拡大（毎週土曜日生活系ごみ→毎週土曜日生活系ごみと事業系ごみ）
平成 19 年 3 月	・紙パック、乾電池の拠点回収を終了
平成 19 年 6 月	・第 5 期朝霞市分別収集計画策定
平成 19 年 7 月	・生活系ごみ訪問収集事業を実施
平成 19 年 11 月	・「資源とゴミの分け方、出し方」のパンフレットを全戸配布（全面改正） ・粗大ごみシール制度開始+料金体系改正（12月1日収集分より） ・雑誌について透明のビニール袋または紙袋に入れても収集可能に変更 ・ペットボトルについて、ラベルまで取ることに変更 ・ビデオテープ、カセットテープは施設に悪影響があるため不燃ごみで排出するよう変更
平成 20 年 4 月	・セメント原料化するため固化灰（ばいじん）の一部の搬出開始
平成 20 年 11 月	・布団有価売り払い開始
平成 21 年 2 月	・携帯電話有価売却開始
平成 21 年 3 月	・第 4 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 21 年 4 月	・ペットボトルの容リ協へ引き取り依頼開始 ・硬質プラスチック有価売り払い開始 ・プラスチック類処理施設稼働開始 ・新たな焼却灰処理委託（山形県米沢市）開始 ・粗大ごみ処理施設から出たビデオテープ等のプラスチック類を搬出開始 ・プラスチック類処理施設から出た汚れたプラスチック類等を搬出開始
平成 21 年 8 月	・発泡スチロール売り払い開始
平成 21 年 9 月	・不燃物の搬出契約開始 ・プラスチック類処理施設から出た汚れたペットボトルを有価売り払い開始
平成 22 年 3 月	・朝霞市一般廃棄物処理業務に係る専門委員会の廃止 ・リサイクル推進員制度の廃止 ・電動式生ごみ処理機の貸出終了（メーカー耐用年数が過ぎたため）
平成 22 年 4 月	・市内全域の粗大ごみ収集委託業務を 1 社に委託開始 ・ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、あき缶資源化施設、プラスチック類処理施設の運営管理委託業務を長期継続契約に変更（契約期間 3 年間） ・焼却炉の延命化工事を開始（5 か年計画） ・事業系ごみの搬入品目見直し（金属、廃プラスチック等）
平成 22 年 6 月	・第 6 期朝霞市分別収集計画策定
平成 22 年 6 月	・ごみ集積所監視パトロール業務委託開始（リサイクル推進員制度を見直して開始した業務）
平成 22 年 10 月	・ごみのパンフレット全戸配布（表紙の 3 R 啓発強調）
平成 23 年 2 月	・新計量システム導入（従前の台貫に加えて、焼却灰積み込み場前にも台貫を設置）
平成 23 年 3 月	・生ごみ処理機器機購入費補助金におけるコンポスト、EMぼかしに対する補助が終了（電動生ごみ処理機に対する補助はそのまま継続）
平成 23 年 4 月	・スプレー缶処理委託開始 ・発泡スチロール有償引取
平成 23 年 10 月	・ごみのパンフレット改定版作成
平成 25 年 6 月	・第 7 期朝霞市分別収集計画策定
平成 25 年 11 月	・小型家電リサイクル制度運用開始
平成 26 年 3 月	・第 5 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 26 年 10 月	・小型家電リサイクル拠点回収開始
平成 27 年 4 月	・新たな焼却灰処理委託（宮城県栗原市、栃木県日光市）開始
平成 28 年 4 月	・布団、発泡スチロール有価売却終了
平成 28 年 6 月	・第 8 期朝霞市分別収集計画策定
平成 29 年 5 月	・ごみ焼却処理施設事業延期（3 年程度）
平成 29 年 8 月	・都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト参加
平成 30 年 1 月	・資源とごみの分け方出し方のパンフレット全戸配布
平成 30 年 6 月	・ごみ処理施設建設広域化協議開始
平成 30 年 8 月	・朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書の締結
平成 31 年 4 月	・朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会設置
令和元年 6 月	・第 9 期朝霞市分別収集計画策定
令和 2 年 5 月	・ごみ処理広域化基本構想策定
令和 2 年 7 月	・朝霞和光資源循環組合設立に関する協定書の締結
令和 2 年 10 月	・朝霞和光資源循環組合設立
令和 4 年 6 月	・第 10 期朝霞市分別収集計画策定
令和 4 年 9 月	・朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画策定

7 朝霞市ごみの減量化・再資源化・処理に関するアンケート

(1) アンケート調査概要

アンケート調査概要は以下のとおりです。

項目	一般市民	中学生	事業所	収集運搬業者 (許可業者)	
対象	2,000 人	1,102 人 ^{※1}	200 社	14 社	
調査対象	市内在住の 18 歳以上	市立中学校に在籍する 中学 1 年生	市内に事業所がある 事業者	令和 4 年 10 月 1 日時 点で市に登録されてい る一般廃棄物処理許可 業者	
抽出方法	住民基本台帳（令和 4 年 10 月 1 日）に基づ き無作為抽出	市立中学校に在籍する 中学 1 年生全員	多量排出事業者約 50 社（事業系一般廃棄物 減量等計画書を提出し ている事業者を含め る）+ 約 150 社	全許可事業者	
調査期間	令和 4 年 11 月 4 日～11 月 30 日				
調査 方法	配布 方法	直接郵送法	学校でクラスごとに 配布	直接郵送法	郵送配布（Web なし）
	回収 方法	郵送回収又は Web（QR コードによるオンライ ン回答）	Web（QR コードによる オンライン回答）	郵送回収又は Web（QR コードによるオンライ ン回答）	郵送回収（Web なし）
回収数	777 人 ^{※2}	723 人	124 社 ^{※3}	11 社	
回収率	38.9%	65.6%	62.0%	78.6%	

※1：令和 4 年 11 月 1 日時点在籍者

※2：うち、オンライン回答：208 人

※3：うち、オンライン回答：15 社

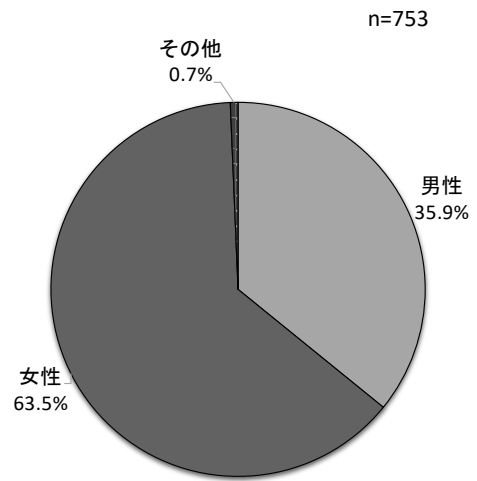
《参考》前回調査（平成 25 年 6 月実施時）の回収率：51.8%

(2) アンケート調査結果

1) 一般市民

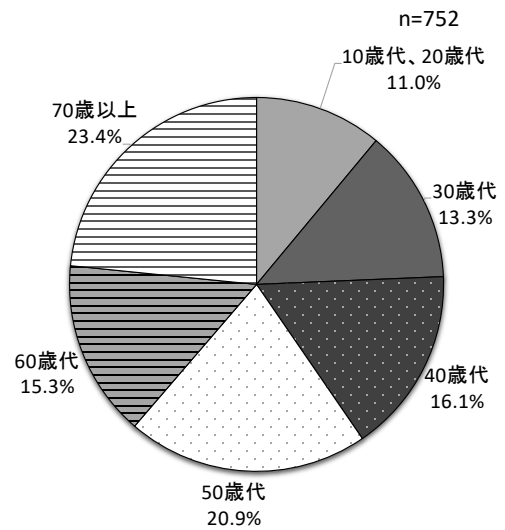
【属性1】 性別を教えてください。

回答者の性別は、女性が約6割、男性が約4割となっています。



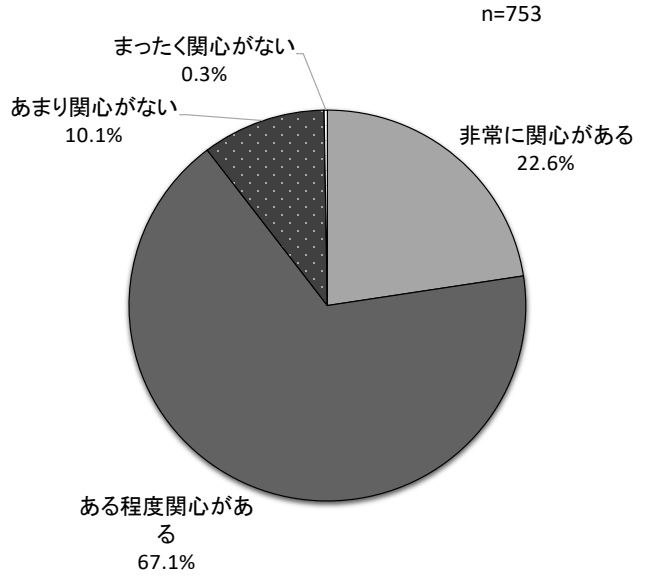
【属性2】 年齢を教えてください。

回答者の年齢は、10歳代、20歳代から70歳以上まで満遍なく回答が得られています。



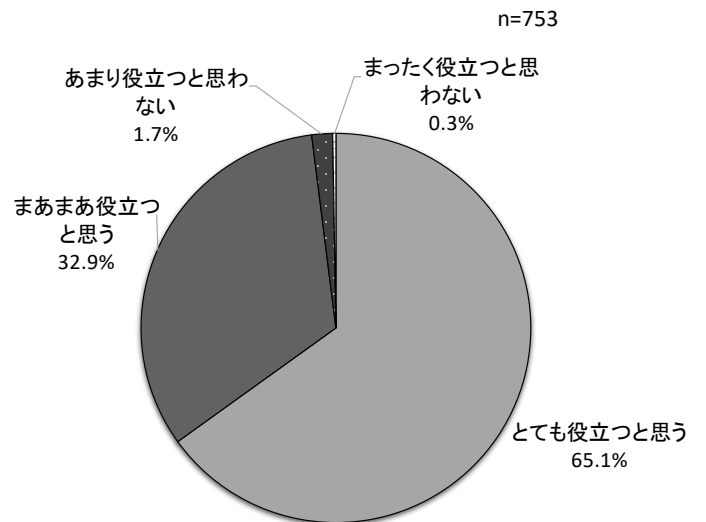
【問1】 あなたは、ごみの問題についてどの程度関心がありますか。

約90%の人がごみ問題について関心があると回答しています。



【問2】 ごみの減量化やリサイクルが、持続可能な社会づくりに役立つと思いますか。

約97%の人が持続可能な社会づくりに役立つと思うと回答しています。

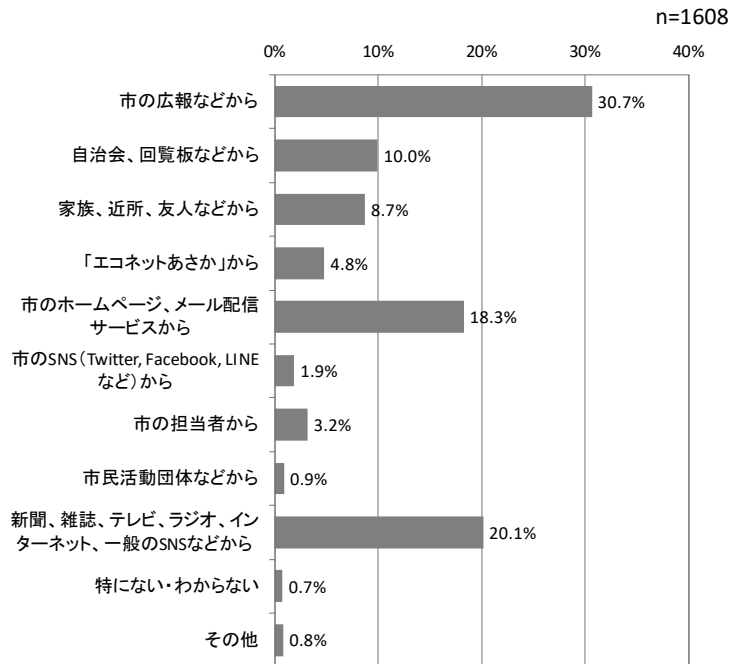


【問3】 ごみに関する情報が欲しい場合、あなたはどこから入手しますか。
(複数回答)

ごみに関する情報の入手先は、「市の広報などから」が最も多く、次いで「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、一般のSNSなどから」、「市のホームページ、メール配信サービスから」となっています。

〈その他回答〉

- ・回収業者、クリーンセンターに聞く。
- ・ゴミ出し場に貼り出しているパネルや告知を参照。

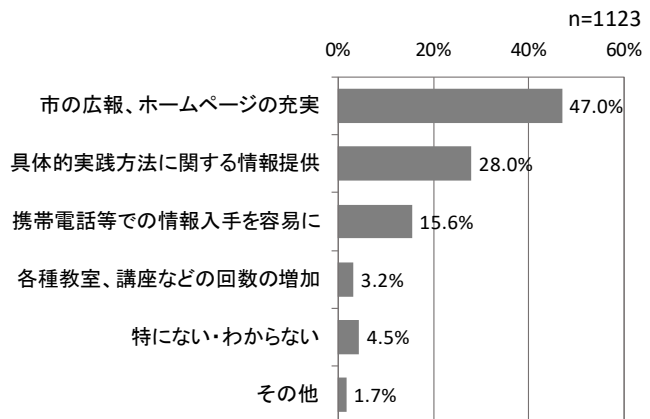


【問4】 ごみに関する情報入手のため、市にどのような支援を望みますか。
(複数回答)

ごみに関する情報入手のため、市には、「市の広報、ホームページの充実」や「具体的実践方法に関する情報提供」、「携帯電話等での情報入手を容易に」の支援が望まれています。

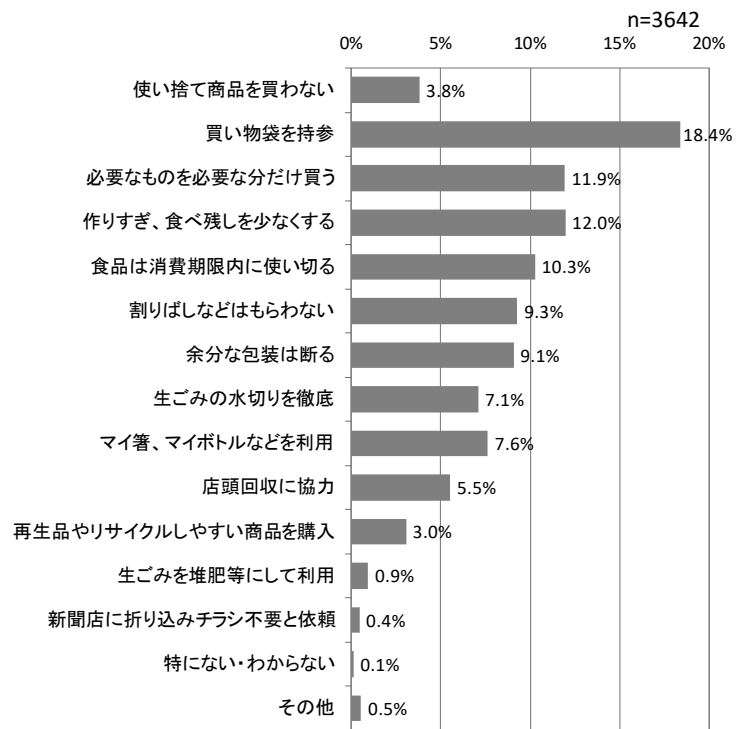
〈その他回答〉

- ・リサイクル推進の事業化。
- ・各町の回覧板に入れる。
- ・他組織と共同で情報提供を行う。
- ・分別の理由、不燃ゴミの行き先に関する情報提供。
- ・ごみ回集を楽にしてほしい。



【問5】 ごみを減らすために、あなたが日頃行っていることは何ですか。(複数回答)

ごみを減らすための日頃の取り組みは、「買い物袋を持参」が最も多く、次いで「作りすぎ、食べ残しを少なくする」、「必要なものを必要な分だけ買う」となっています。

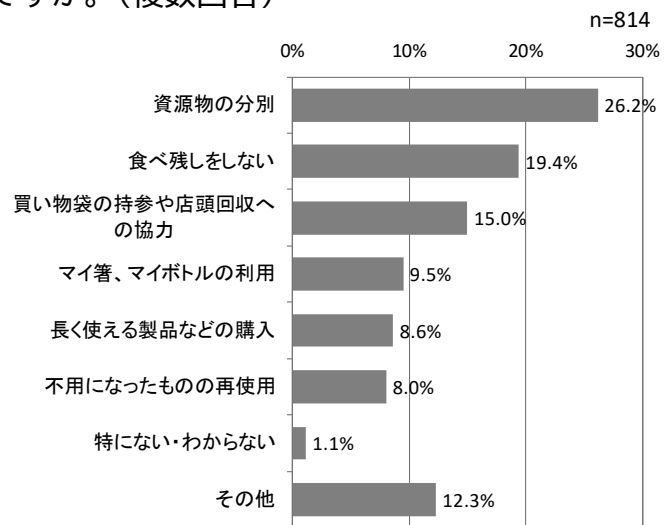


〈その他回答〉

- ・ 明細書等はwebに切り替えた。
- ・ 広告を裏紙として使う。惣菜の皿を料理で再利用。使い捨て布巾を雑巾に利用。
- ・ 紙類は出来るだけリサイクルに出している。
- ・ ビニール袋など洗って干して再利用。
- ・ ディスポーザーを利用。
- ・ 発泡スチロールは洗って、一度にまとめて資源ゴミに出す。
- ・ 回収する人が手間にならないよう1つにまとめる。
- ・ 不要品はフリマアプリやリサイクルショップで売る。

【問6】 (お子様がいる世帯にお聞きします。) お子様へのごみに関する教育のために、心掛けていることは何ですか。(複数回答)

家庭における子どもへのごみに関する教育として、「資源物の分別」が最も多く、次いで「食べ残しをしない」、「買い物袋の持参や店頭回収への協力」が取り組まれています。

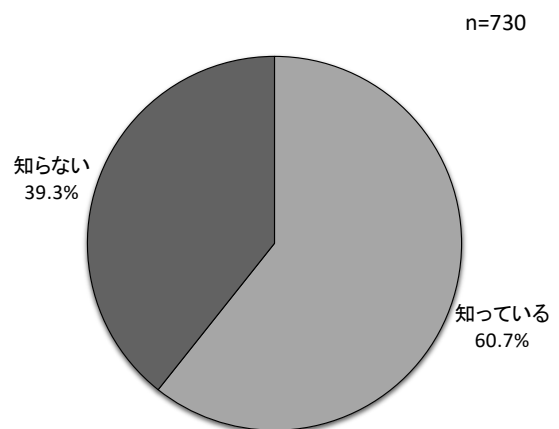


〈その他回答〉

- ・ 不要品（おもちゃ、服など）はフリマアプリ、リサイクルショップで売る。
- ・ SDGs や地球温暖化等の環境学習。

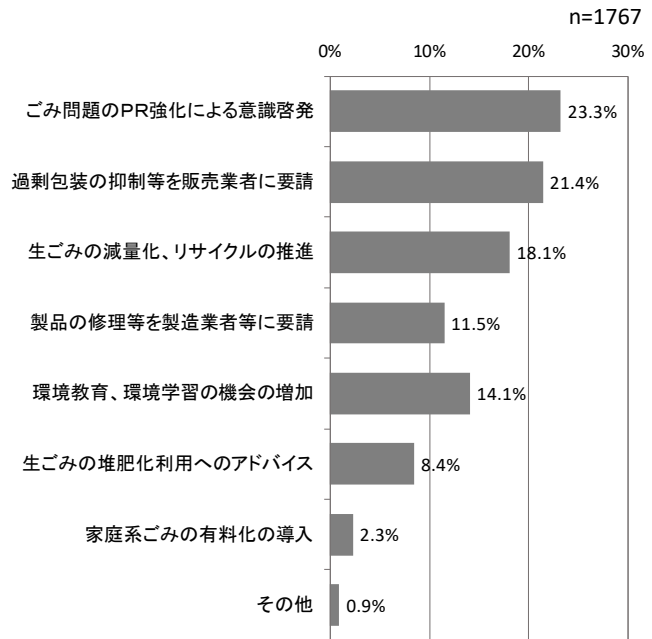
【問7】 あなたは、資源回収ボックス設置場所を知っていますか。

資源回収ボックスの設置場所についての認知度は、約6割となっています。



【問8】 ごみ減量化のために市が行うべき取組は何だと思いますか。(複数回答)

ごみ減量化のために市が行うべき取組は、「ごみ問題のPR強化による意識啓発」、「過剰包装の抑制等を販売業者に要請」、「生ごみの減量化、リサイクルの推進」となっています。

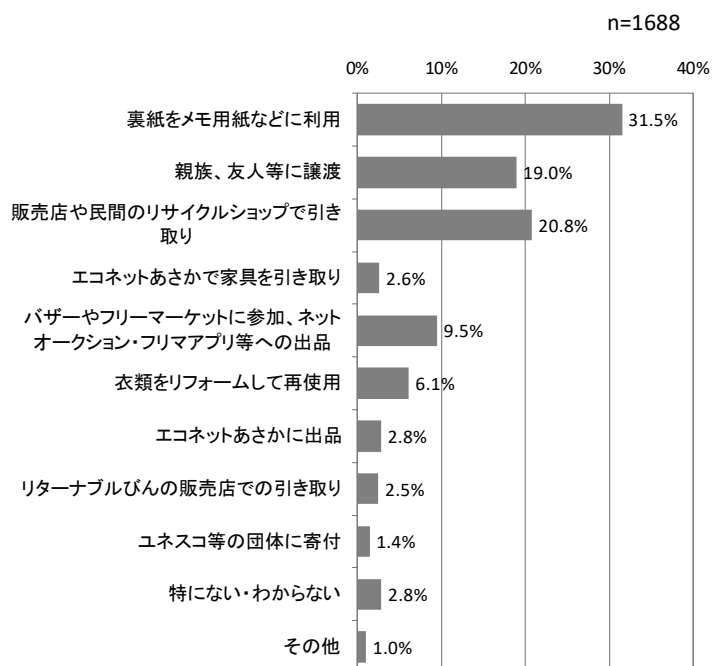


〈その他回答〉

- ・ 減量化に寄与したらポイント付与。ポイントに応じて、市のサービスが変わる。(お金ではないメリットを提供する)
- ・ 粗大ゴミのリサイクルを充実させる。手軽に、利用できるよう場所を増やす。
- ・ もう少し細めな分別があっても良いと思う。
- ・ ごみ減量化は大切で進めていくべきだとけど、あまりにも手間がかかったり、めんどろだとやらなくなるかもしれないので、ちょっとした手間ですることがよいと思う。アパート等も多いので。

【問9】 不用になったものを再利用するために、どのようなことをやっていますか。(複数回答)

不用品を再使用するために、「裏紙をメモ用紙などに利用」、「販売店や民間のリサイクルショップで引き取り」、「親族、友人等に譲渡」などが実施されています。



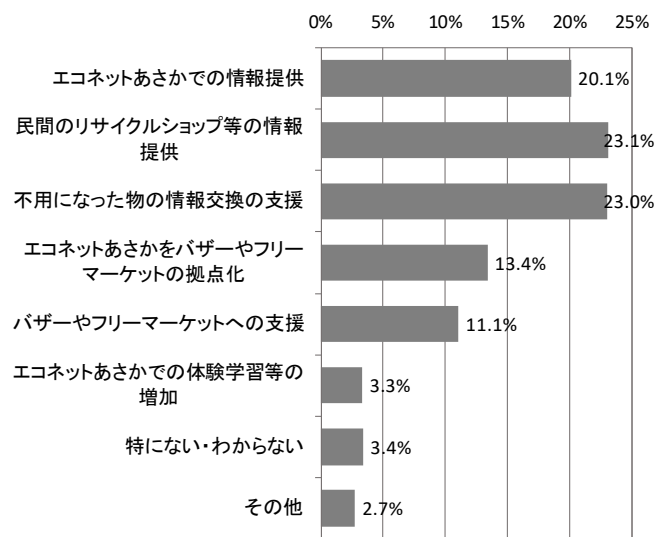
〈その他回答〉

- ・ リサイクルショップへ持ちこめない不要服、タオル（使用済）などをカットして掃除に使用。
- ・ 庭の雑草は庭に埋める。
- ・ 不用にならないように計画的に購入する。
- ・ 何でも直せる物は直して再利用。
- ・ 新たに購入しようとするものはリサイクル品が多い。（衣類や、その他生活用品）

【問10】 不用になったものを再利用できるようにするため、市に取り組んでほしいことはなんですか。（複数回答）

n=1510

再利用を推進するために、市には、「民間のリサイクルショップ等の情報提供」、「不用になった物の情報交換の支援」、「エコネットあさかでの情報提供」などの取り組みが望まれています。

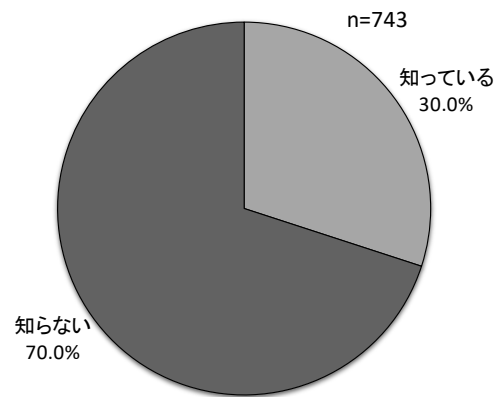


〈その他回答〉

- ・ 生ごみの堆肥化はマンションでは難しいので市主導で試しにやってみてほしい。
- ・ 不用品を気軽に活用する仕組みの構築、市民が集まるような場の創出。もっとアイデアを出して実現させてほしい。
- ・ リチウムバッテリーの回収。
- ・ 寄付BOXのようなものを設置。
- ・ 民間のリサイクルショップ等との協力で売りやすい環境づくり。
- ・ 市の収益となる物は回収する。
- ・ リサイクル店の誘致。
- ・ 市で取り扱わない大きいゴミの処理の仕方を丁寧に周知。

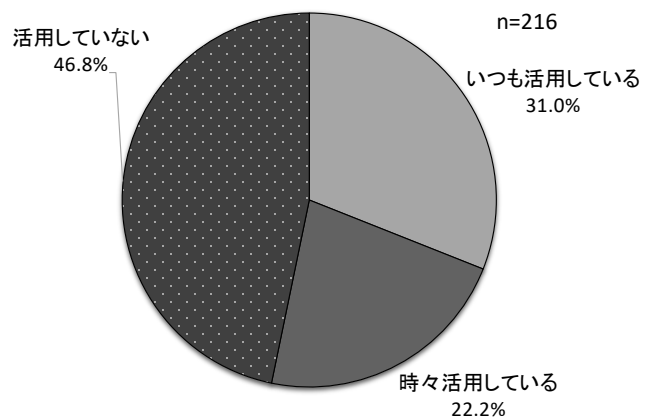
【問11】 あなたは、集団資源回収について知っていますか。

集団資源回収の認知度は、3割となっています。



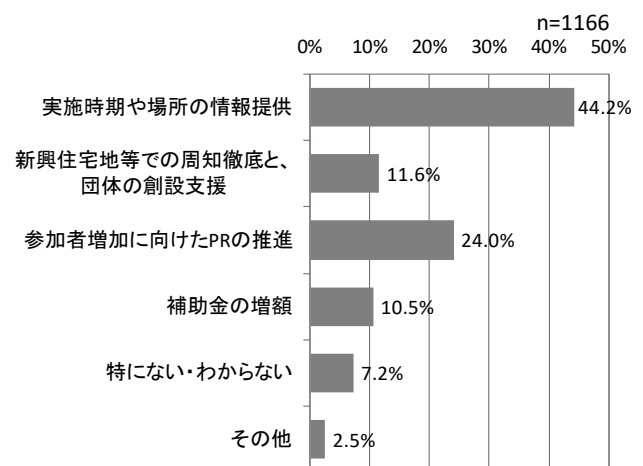
【問12】 どのくらい集団資源回収を活用していますか。(問11で「知っている」と回答した方対象)

集団資源回収について、知っていても、その半数が「活用していない」結果となっています。



【問13】 集団資源回収を進めるために、市に取り組んでほしいことはなんですか。(複数回答)

市には、「実施時期や場所の情報提供」、「参加者に向けたPRの推進」、「新興住宅地等での周知徹底と、団体の創設支援」などの取り組みが望まれています。



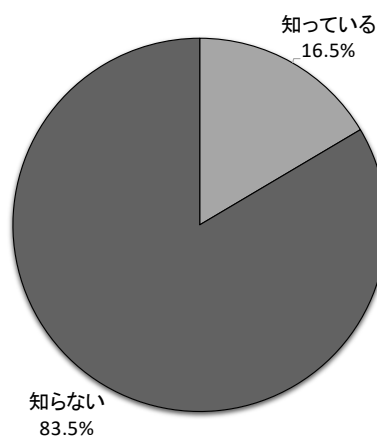
〈その他回答〉

- ・市民が持っていきたいと思う工夫（スーパーや飲食店との協働や健康づくりとのコラボ、など）。
- ・油などを集めてくれるとうれしいです。又は、連絡先などの提供。
- ・回収場所を増やしてほしい。回収時間も朝から夕方までだせるようにしてほしい。
- ・子供会の負担にせず、回収場所を設置する。
- ・自治会に入っていない場合はどうしたらいいのか。
- ・自分で持って行けない。

【問14】 あなたは、令和10（2028）年度から朝霞市と和光市で一緒にごみ処理を行っていくこと（ごみ処理広域化）を知っていますか。

n=722

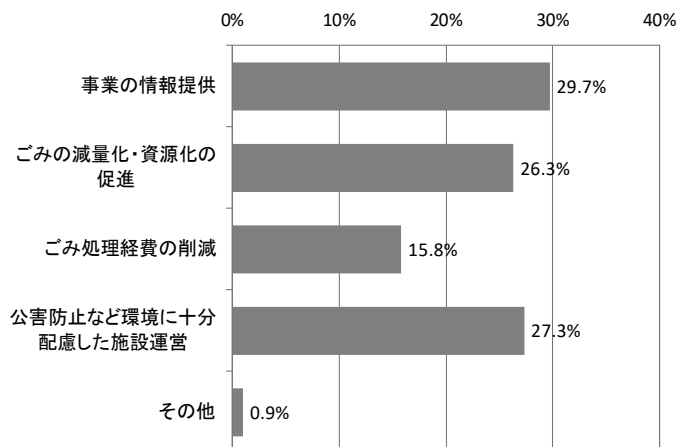
ごみ処理広域化の認知度は、2割弱となっています。



【問 15】 ごみ処理広域化に関して、市に取り組んでほしいことはなんですか。（複数回答）

n=138

市には、「事業の情報提供」、「公害防止などに十分配慮した施設運営」、「ごみの減量化・資源化の促進」などの取り組みが望まれています。



〈その他回答〉

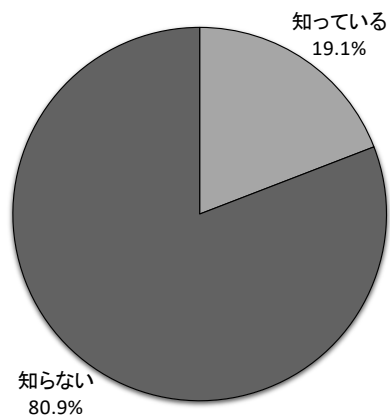
- ・今と変わらないサービスが受けられること。
- ・投資資金を無駄なく管理し、長く使用できるものを次世代に残して欲しい。

- ・クリーンセンターの受け入れ体制の強化。
- ・子供の社会科見学。
- ・ゴミ処理を身近な存在にする為に、プールの併設。家電修理、おもちゃ修理、リサイクルショップ(民間委託)が同じ敷地なら良いと思う。リサイクルショップに持って行き、お金にならないからゴミ処理施設で廃棄は二度手間だから。リサイクルショップで買い取れない物は隣のゴミ処理施設で処分となったら、便利。

【問16】 あなたは、朝霞市に最終処分場（埋立処分場）がなく、他の市・町で埋め立てていることを知っていますか。

n=721

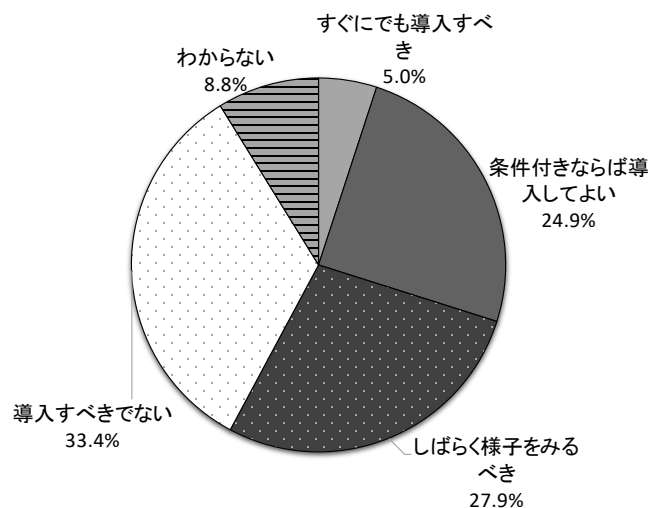
本市の最終処分の状況について、約8割が認知していない結果となっています。



【問17】 家庭ごみの有料化についてどう考えますか。

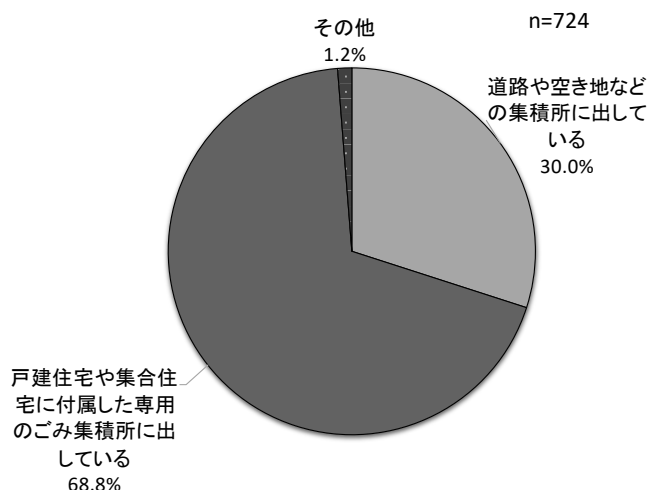
n=716

家庭ごみの有料化について、約6割が「導入すべきでない」「しばらく様子を見るべき」と回答しており、慎重な意見が多い結果となっています。



【問18】 現在、ごみを出している場所を教えてください。

ごみの排出場所について、「戸建て住宅や集合住宅に付属した専用のごみ集積所に出している」が約7割と最も多く、次いで、「道路や空き地などの集積所に出している」が3割となっています。

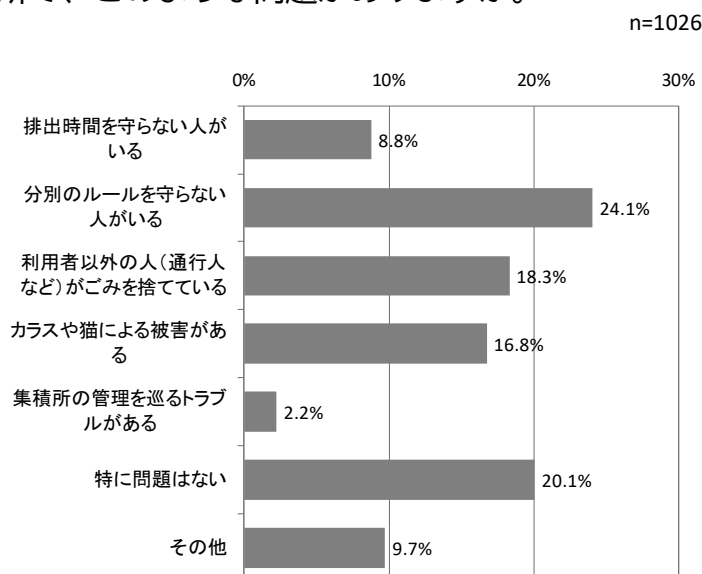


〈その他回答〉

- ・自分でクリーンセンターへ、もえる、もえない、粗大ゴミを一括して運んでいる。
- ・自宅に来てもらっているのですが、とても助かります。前より少しなくなった様に思います。
- ・毎年、町会の班長が変わるので、その家の前に置きます。1年間ずつで大変です。

【問19】 現在、使用しているごみ集積所で、どのような問題がありますか。

「分別のルールを守らない人がいる」が最も多く、次いで「特に問題はない」、「利用者以外の人（通行人など）がごみを捨てている」となっています。

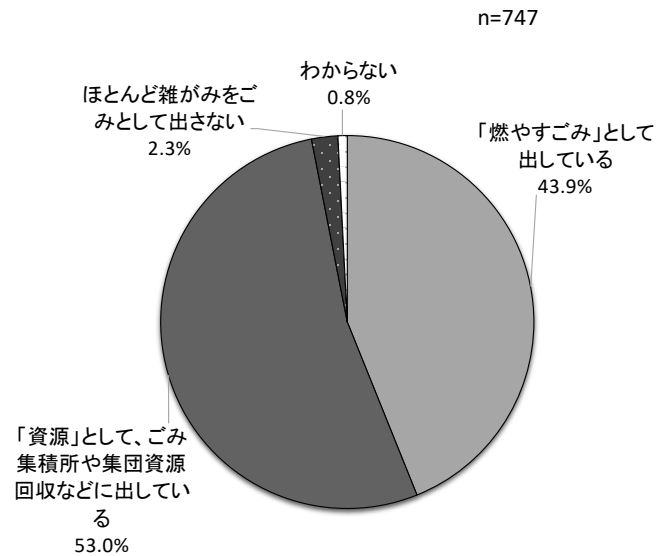


〈その他回答〉

- ・かごやネットの設置回収が当番制だが、共働きや高齢者世帯にその仕組みがマッチしていない。
- ・ゴミを入れるカゴを各家庭でまわして保管しているが、我が家は置き場が無いので、集積所にカゴを置いたままにして欲しい。
- ・蓋・扉がなく道路に転がりそうで不安。
- ・紙資源を持って行ってもらえる時と持って行ってもらえない時がある。

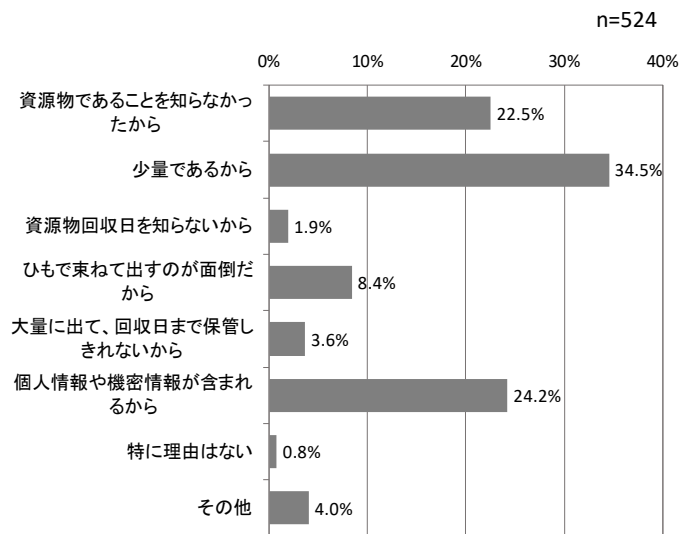
【問20】 使わなくなった紙のうち、「雑がみ」をどのように出していますか。

約5割が雑紙を『資源』として、ごみ集積所や集団資源回収などに出している」一方、約4割が『燃やすごみ』として出している」結果となっています。



【問21】 雑がみを「燃やすごみ」として出した主な理由は何ですか。（複数回答）
 （【問20】で「燃やすごみ」として出している」と回答した方対象）

雑がみを「燃やすごみ」として出した理由について、「少量であるから」が最も多く、次いで「個人情報や精密情報が含まれているから」、「資源物であることを知らなかったから」となっています。

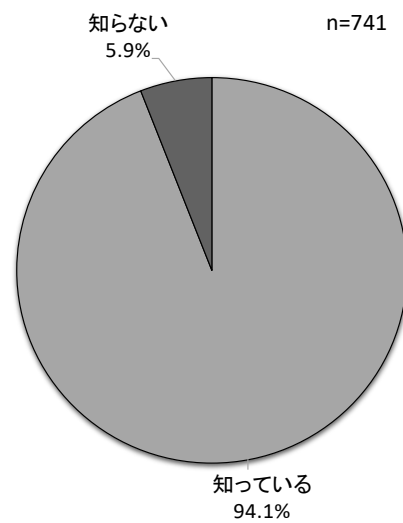


〈その他回答〉

- ・ 汚れがひどいもの。
- ・ 小さいものは燃やすゴミに、大きいものは資源として出している。
- ・ 生ごみが燃える為に必要かなど。
- ・ 皆さんが出していないから。
- ・ 雑がみを紙袋に入れて回収できるようにしてほしい。

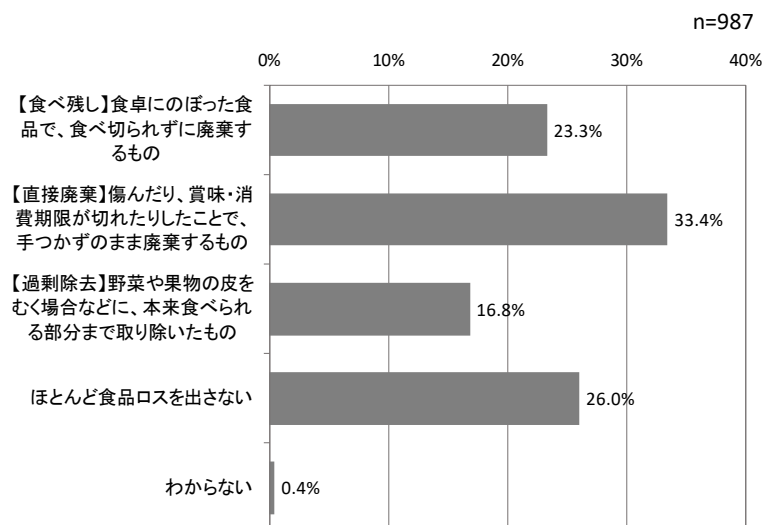
【問22】 あなたは、食品ロスの問題を知っていますか。

食品ロスの問題について、約9割強が「知っている」と回答しています。



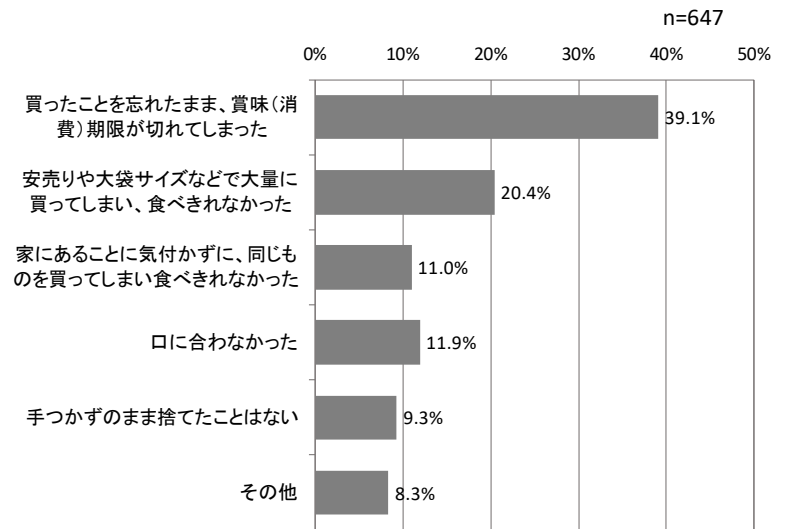
【問23】 あなたの家庭で出すことのある食品ロスには、どのようなものがありますか。
(複数回答)
(【問22】で「知っている」と回答した方対象)

家庭で出す食品ロスの種類について、「【直接廃棄】痛んだり、賞味・消費期限が切れたりしたことで、手つかずのまま廃棄するもの」が最も多く、次いで「ほとんど食品ロスを出さない」、「【食べ残し】食卓にのぼった食品で、食べきれずにはいきするもの」となっています。



【問24】 あなたの家庭で食品ロスが出た理由は何ですか。(複数回答)
 (【問23】で「1: 食べ残し」、「2: 直接廃棄」、「3: 過剰除去」と回答した方対象)

家庭での食品ロスの発生理由について、「買ったことを忘れたまま、賞味(消費)期限が切れてしまった」が最も多く、次いで「安売りや大袋サイズなどで大量に買ってしまい、食べきれなかった」、「家にあることに気付かずに、同じものを買ってしまい食べきれなかった」となっています。



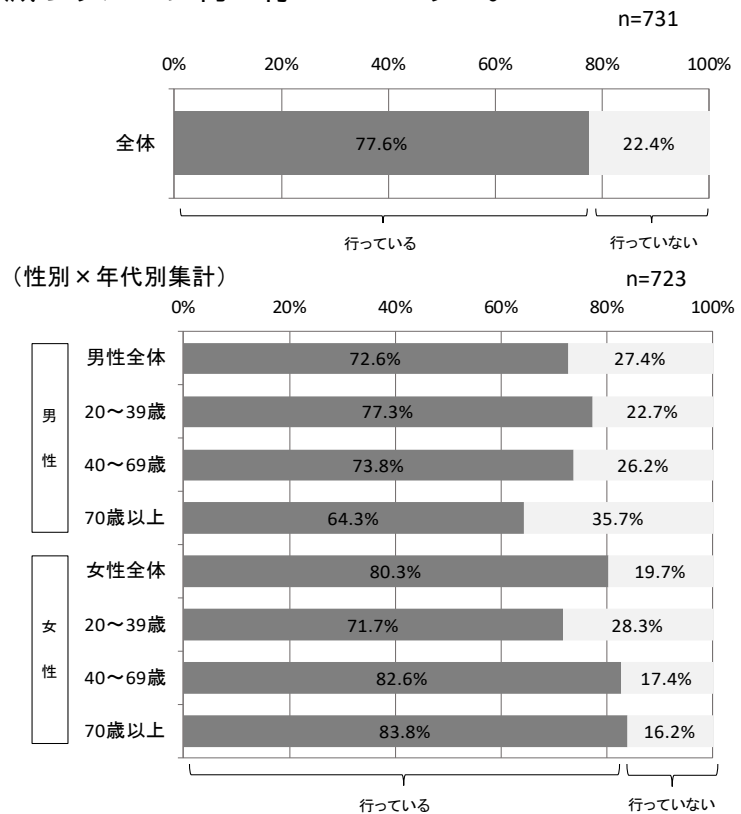
〈その他回答〉

- ・料理しようと思い買ったが、料理する時間がとれず傷んでしまったことがある。
- ・一度に多くの野菜等をいただいて使いきれずに傷んでしまったりした。
- ・保存方法の失敗により、日持ちを悪くした。
- ・皮を厚くむいた方がきれいな気がして安心するから。
- ・子供の好き嫌い、食事を残すことがある。
- ・災害用に備蓄した物が期限間近になってしまい、(一部)あわてて近所にゆずったり、家族で食べる用にしている。
- ・農家でたくさん不良品が出た場合、食べきれずに捨ててしまう。

【問25】 あなたは普段、食品ロスを減らすために何か行っていますか。

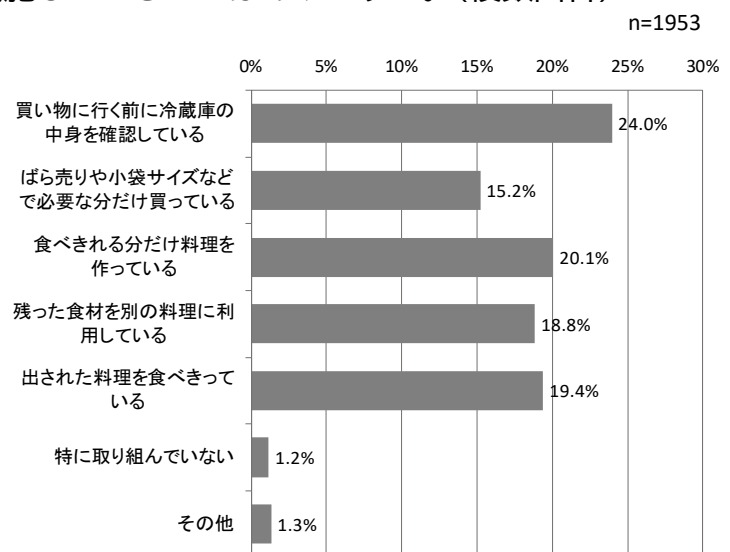
食品ロス削減に向けて、8割弱が何らかの取り組みを行っています。

性別及び年代別では、「行っている」割合は、男性は20～39歳、女性は70歳以上でそれぞれ最も多くなっています。男性は年齢が高くなるほど実施割合は低くなり、女性は20～39歳の年代の実施割合が低くなっています。



【問26】 食品ロスを出さないために実施していることはありますか。(複数回答)

食品ロス削減のための取り組みとして、「買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認している」、「食べきれ的分だけ料理を作っている」、「出された料理を食べきっている」の順で実施割合が高くなっています。

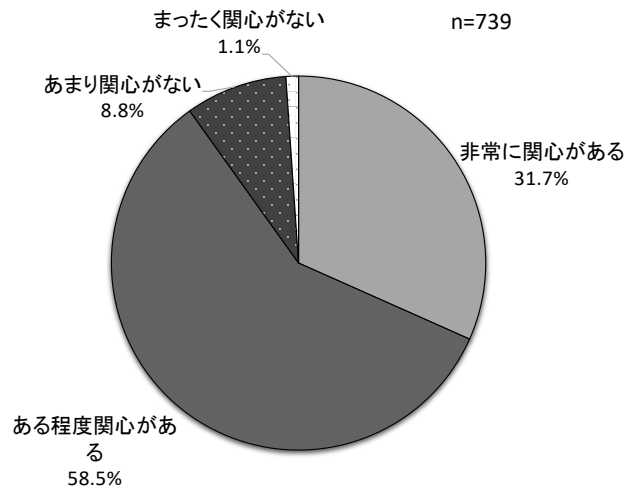


〈その他回答〉

- ・ 保存方法を調べておいしく保存し使いきる。
- ・ 作りおきした物は、タッパに入れて、冷凍保存する等、ロスを削減している。
- ・ 賞味期限の長いものを購入し、家庭内ロスを減らすようにしている。
- ・ 期限が近いもの、使いきれない食材（食パンや肉類漁類など）は冷凍にしてしまう。
- ・ 「肉じゃが」のように肉と野菜の入った煮物は、残るとカレー味にして食べている。
- ・ 冷蔵庫内の物を常に書いている（ホワイトボード使用）。

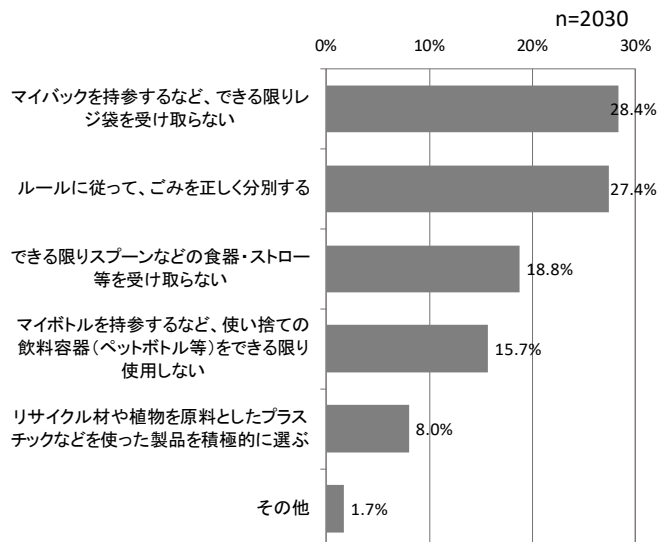
【問27】 プラスチック問題（使用量削減や分別の徹底など）に関心がありますか。

約9割の人がプラスチック問題に関心を持っています。



【問 28】 プラスチックごみ問題の解決に向けて、どのような取組が必要と考えますか。

プラスチックごみ問題の解決に向けて、「マイバッグを持参するなど、できる限りレジ袋を受け取らない」、「ルールに従って、ごみを正しく分別する」、「できる限りスプーンなどの食器・ストロー等を受け取らない」などの取り組みが必要とされています。



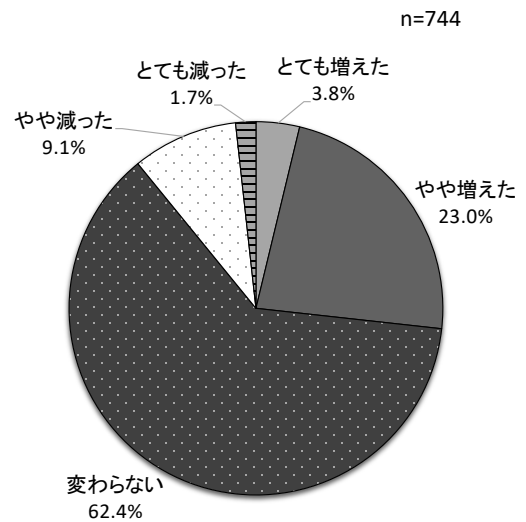
〈その他回答〉

- ・むしろ企業側に「作らない努力」をしてほしい。「スプーン」「ストロー」「トレー」「ペットボトル」などプラスチック製品を作らない。
- ・素材そのものの研究開発（低コスト、整形しやすく、いろいろなものを作れる、量産が可能で生分解される素材）。
- ・プラスチック類の燃料化、液体燃料への還元システム確立。
- ・汚れたプラごみ(燃えるゴミとする)が多いことへの研究、対策。
- ・トレー入りから袋入りなどへ変更できればプラごみは少なくなるのではないでしょうか。(お店自体が包装を変えるのは難しいですが…)
- ・雨天時のスーパーなどでの傘袋配布を廃止する。すごく短時間しか使われずに捨てられてしまいもったいないと思います。
- ・マイクロプラスチックの流出を抑制する洗濯ネットを利用している。

- ・ マイはし、スプーンを利用している。
- ・ 啓蒙活動。(そもそもプラスチックは何度も使えるものなので、ビニール袋なども再利用できる、とか。)
- ・ 川や山等に捨ててあるプラごみを積極的に拾う。

【問 29】 コロナ禍の前と比べて、あなたの家庭から出されるごみの量はどのように変化しましたか。

コロナ禍によるごみ量の変化について、「変わらない」が最も多く、次いで「やや増えた」、「やや減った」となっています。



【問 30】 その他、朝霞市のごみ問題を良くするためのアイデアや意見等があればご記入ください。

(※回答いただいたアイデアや意見等については、カテゴリー別に整理し、主なものについて、一部の表現を除き、原文のまま記載しています。)

① 情報提供・意識啓発について

項目	具体的な内容
市による情報提供・発信	情報の開示と提供をあらゆる手段、機会を利用して根気強く発信してほしい！
	チラシ、パンフレット等での各家庭への説明。
	広報あさかで、現在ゴミ問題でかかえている大変な現状を毎月写真入りや記事で紹介して悲惨な状態を知らしめて見てもらい、関心を持ってもらう。とにかくゴミは個人、日々出す物だけに各自が考える事である。
	観葉植物の土を廃棄するところの案内を市役所やホームページ等で知らせて頂きたいです。
	もうあると思いますが、市の広報やホームページで、どうすればゴミが少しでも減らせるか、具体的に積極的に載せれば、それを見て、協力をしてくれる方がいるかもしれません。
	市のHPでわかりにくい部分があり、一覧表など見やすくしてほしい。(粗大ゴミの説明など)
	ゴミステーションの設置、リサイクルボックスの周知は行って欲しいです。
	興味がない人や調べ方を知らない人にもごみ問題を考えたり、ごみ収集について知れる様な情報の発信。
	プラスチック資源ゴミは、洗ってかわかしてからゴミに出すことなど、ちょっとめんどくさい。その、めんどくさいことをやらない人もいると思うので、動画で正しいゴミの出し方をきちんとわかりやすく、また、めんどくさくないアイデアや方法があればアップしていくといいと思う。マンションが増えているので、その動画で必ず確認するようにすれば新しく来た朝霞市民も早くゴミ出しルールについて理解できると思う。
ごみの捨て方による危険なことを知らせる動画を作成して周知する。その動画をコンテンツにするとか。危険な場面の動画や映像は主催側で用意、提供するなど安全面に配慮して、ポスターも良いが動画の方が伝わると思います。	
イベント開催	広報の中に図書館の様にページを作ったり、彩夏祭ナド人が集まるイベントでPRブースを作ったりして活動報告や呼びかけをすると良いのでは。ゴミに関することはなんとなくわかっているけど、いざとなるとよくわからないという事が多いと思います。
	広報やHPに情報を載せても、見ない方がたくさんいると思います。(若者、30、40、50代位の男性とか?) 街頭イベントなど、色んな世代が情報を知れる機会が必要だと思います。
	フリーマーケット等で、不用品を売ったりできるよう、イベントを増やす。
	マイバックの導入やスプーン、ストローなどの件よりも、コンビニやスーパーが使っている弁当惣菜の箱などのほうがずっと大きなゴミになっています。ファストファッションなどの服も使い捨ての品質の悪いものばかりだから、そちらのほうから考えたほうがよい。良質なものを大事に使うことを啓発したらいかがでしょうか？
環境教育	小さい子供のうちから、ゴミの仕分けを楽しくすすんでやるようにすれば、大人になっても苦にならないと思いますが！なかなか難しいかな？
	大人だけでなく、幼い子供のうちから自然と意識を持つように、公民館、児童施設、図書館などにゴミの発生から処理までの流れ、かかえている問題を映像や展示物などで知らせ、意識付ける。(広報やネットだけでは見ない方もいるかも知れませんが)
	小中学生や高校生への教育子供から大人に浸透していくことが期待される。
	家庭ゴミもそうだが、河川に流れこむプラゴミが海洋へ流れでている。黒目川のクリーンナップ等、市民への問題意識を訴えていただきたい。子供への教育が今後の環境を左右すると考えます。プラゴミ関係のセミナーを市で開催していくのも1つの手段です。

項目	具体的な内容
	JAMSTECでは、無料で博士を派遣してくれます。zoomを使ったオンラインでもOK!! 知ること、行動は変わると感じます!
	市担当者による保育園、幼稚園、小学校などへのごみ減量のための出前授業や紙しばいなど。
	ゴミの出し方の関心の有無で、ゴミの出し方がかなり変わってくると思います。生ゴミも、そのまま捨てると、カラスに狙われてしまうので、掃除が大変です。個々の意識を高めるためにも、理解しやすい冊子等があると、いいのではないのでしょうか?
ごみ処理の仕組みに係る啓発	ゴミがどのように活用されているのか、その仕組みをもっとわかりやすくなると良い。
	ゴミ収集者が、行き着く場所を知りたいので、市民に公開してほしい。(公開する機会を作ってほしい) 分別して出した物が、しっかり分別処理されているか確認したい。
	具体的にごみがどのように処理されてリサイクルするのか、知りたい。

② 3Rについて

項目	具体的な内容
ごみの減量化	商品を買う側もなるべくごみの出ないように工夫をしたほうが良いのでは。過剰包装、プラスチックトレイなどはぶく。
	高齢化が進み、不要品を保管している家庭は多いと思う。一方、欲しい人もいるはずなので、その間をつなぐことはいまでもないが、さらに輪を広げるためには、人が集まりたくなるような場をつくる必要がある。単なる周知だけではなく、リサイクルに付加価値をつけることやリサイクル商品開発などの事業化への取りくみに期待しています。
	学校からの手紙、保育園や学童への提出書類、すべてネット上で完結できれば、大量の紙類を使用せずに済み、かつ毎年のように同じ内容を記入する必要もなくなるのではないのでしょうか? 「広報あさか」をweb上で閲覧できれば、紙媒体はうちでは必要ありません。
	プラスチックが多くなったように感じます。菓子類、特にせんべいなど大袋の中にトレイ、個包装で過剰です。メーカーが良く見せる為かと思うが、考えてほしい。
	各自分で家庭からでる余分のごみの量を減らし、負担せず常に関心を持つ事を願います。
	食品のプラスチック包装を減らす努力している事業者への補助。
	リデュースの意識が必要だと思います。例えばこのアンケートも、スマートフォンを基本的に使える40代くらいまでの家庭であれば、QRコード付きの調査依頼文書だけで良いのではないのでしょうか。かなり紙の節約にはなると思います。
	今回のようなアンケートなどのデジタル化を進めて、紙の消費量・郵送費を減らすと良いと思います。
リサイクルの推進	衣類や家具等、自治体で積極的に回収してリサイクルに充てて欲しい。
	不要になったものを自由に譲渡し合える場の拡充
	傷物の野菜などを駅で多方直売所のように販売したら売れるし便利だと思いました。
	市民同志でのリサイクルができる場を増やす。ネットを多めに活用するなど。
	引越しで転居する人と、新しく朝霞に来る方の家具のマッチングサービス
	プラスチック問題について、企業への協力をおねがいしていく。木のスプーンにかえていくなど、小さいことからでも変えていく必要があると思う。
コンポストの推進	無理なく簡単に生ゴミを堆肥にする方法をもっと広く知らせる活動が必要だと思う。
	コミュニティコンポストのシステムづくり。それぞれで作ったコンポストを持ち寄って、みんなで野菜作ったり、植物育てたり、家庭で出る生ごみを減らす手段のひとつとして、コンポストを考えていますが、家庭で堆肥を作ったところで、マンションのベランダで野菜作りは中々難しいです。共同の土地、もしくは農家さんと提携して、堆肥を集めて使ってくれる場所が近くにあれば、コンポストやろうかなと思います。
雑がみ資源化に係る周知	雑紙が資源ごみとして出せることの周知が徹底されていないように思います。大規模マンションに住んでいますが、他のごみに比べて出されている量が少ないように感じ、雑紙を資源ごみとして出せることを知らない人が多いのではないかと思います。私自身、雑

項目	具体的な内容
	紙を資源ごみとして出すようになってから、今まで燃やせるゴミに出していたものを資源ごみに出す頻度が予想よりはるかに多く驚きました。雑紙についてもう少し周知されれば燃やせるゴミは減らせるのではないかと思います。
	雑がみについて、もう少し詳しくアピール等して欲しい。知らない事が多かったので。
	紙資源の出し方がいまいち分かり辛く、紙資源を分けて袋に出しても回収してもらえない時があるので出し方に困っています。
回収拠点の拡充	我が家はペットボトルはスーパーのリサイクルステーションに出しています。市でも同様な物を設置するとか、スーパーでの取り組みを知らない方に情報提供するなどが出来たら良いのではと思います。
	ミックスペーパーを気楽に資源ごみに出来るゴミステーションがほしい。
	資源ごみ回収のボックスをもっと細かくわけて捨てられるようにできたらいい。
	リチウムバッテリーの回収を市が主導でやって欲しい。今日ではリチウム電池が使われていない雑貨を探すのが難しい程度にありふれているのに、回収がショップ任せになっている。出し方がわからずに不燃ごみに出されるケースも多く、多くの自治体で問題になっているので、朝霞市でも、市主導で回収や回収場所の周知をして欲しい。
ポイント還元システムの導入	今、流行っている強化月など決めてでも、ポイントがもらえとかあると、関心を示す人が増え、効果が出ると思う。
	某スーパーで、空き缶、ペットボトル、古紙など、資源回収（リサイクル）に協力すると、スーパーのポイントとして還元されるシステムがあり、利用している。利用者はとても多く、皆さんリサイクルにポイントにつながることを楽しんでいるように思う。費用はかかるかもしれないが、市でもそういったシステムの導入がされると、市民の意識が変わったり、子どもも楽しんでリサイクル活動に関われると思う。

③ ごみ分別について

項目	具体的な内容
分別に係るわかりやすい情報の提供	ゴミを出す時に、分別の種類がよくわからない時がある。詳しい具体的な情報を、配ってほしい。
	市の分別説明がわかりづらい。今でもパンフレットを見ている。
	分別ゴミが良くわからないので、ラインで聞くとか答えるみたいのを導入して欲しい。雑がみの資源ゴミはもっとアピールするべきだと思う。出してる人が少ない。
	ゴミの細かい分別方法が分かりやすいといいです。それから、各ゴミがどのように処理されているのかをもっと裏側を知って意識付けしたいです。
	時々ゴミの出し方がわからない時があるので、どこに聞けばいいなど、わかりやすくしてほしいです。
分別の細分化	もう少し細かく分別しても良いと思う。
	リサイクル資源をゴミと混同しない啓発を進め分別を細分化しリサイクル量を増やすしかない。
分別の簡易化	ゴミ分別の簡易化
	分別について他市に比べると緩いところが助かる。

④ 排出マナー及びルールについて

項目	具体的な内容
アパート管理者への指導	アパート管理人に責任を持って頂きたい。どのアパートもゴミの管理が出来ていないので、厳しく指導して下さい。お願いします。必ずに！！
	ごみの出し方で、共同住宅の人（とくに、外国籍の方々）が、分別していない。出す曜日をまちがえているe t c、困っています。共同住宅を管理している不動産屋が、キッチンと説明をしてほしいです。
	不動産で新しく入居する方にゴミの出し方のチラシ等を配布する。特にはじめて朝霞市で一人暮らしをする単身者。汚れたプラスチック製品を燃えないゴミにそのままに出す。ペットボトルを洗わずに蓋をしたまま出す。はじめての一人暮らしでゴミの出し方を知らない人が多い気がする。
常設の排出場所の開設	時間外にいつでもゴミ廃棄できる場所があれば良いと思う。割増料金を取っても良いと思う。
	ゴミ集積場に、いつでも捨てても大丈夫な、紙、ペットボトルなどの捨場を作って欲しい。資源ゴミだけは、曜日にかかわらず、いつでも捨てられるのであれば、分別はすすむと思います。
カラス対策	燃えるごみの日の朝、道路に生ゴミが散乱している。恐らくカラスや鳥によって荒らされていると思うので、ネットや何かで対策してほしいです。
排出者の特定	戸建は、自宅の前にごみ出しにすれば目見えるので意識が変わると思います。収集の間隔は増えるけど、減量化、分別の徹底には効果有ると思います。
高齢者・外国人対策	住んでいる地域は年長者が多く、リサイクルビンと、不燃のコップ、ガラスの区別がわからず、ビンの日にどちらも出されています。毎年出している冊子だけでは見落とすかもしれないので、分別カゴに分かりやすく絵などのカードを貼ったり一目見て出し方がわかるようにしたら良いと思います。
	ごみ出しのマナーの悪さは、どちらかという高齢の方に多いと感じます。分からない、面倒、といったケースが多くなるからでしょうか。若年層は、昨今の環境問題について学び、触れる機会が多いのか、比較的良好、やはり関心を持ってもらう、啓蒙、教育活動は必須と考えます。
	外国人のゴミ捨てマナーが悪いので徹底しないといけないと思う。これからも綺麗な町、朝霞としての強みを醸成してほしい。
公共の場へのごみの排出	自販機の回収用（ペットボトル入れ）をゴミ箱用として使用する者が、大多数いる。
	自動販売機やコンビニのゴミ箱に家庭用ゴミを捨てに来る人を減らしてほしい。目の前が自動販売機で非常に迷惑です。
回収かごの管理問題	近所の方々が、高齢化してきていて、集積所の当番の件などトラブル多くなってきている。
ごみ集積所の管理	家の塀にゴミの集積所があって自分の家の塀が汚くなっていることに不快感を感じるので、出来れば専用の集積所が欲しい。

⑤ ごみ収集について

項目	具体的な内容
粗大ごみの収集	粗大ゴミをもっと出しやすくする仕組み。
	粗大ゴミの回収頻度を増やしてほしい。
	粗大ゴミ等の土曜日の搬入が、予約制になったので、多少の不便を感じています。車がなかったり、高齢者は、自分で粗大ゴミを収集場所に出すのも大変でしょうから。たとえば、市が委託した業者さんが、直接自宅に引き取りにきて下さるようなシステムがあると助かるかと思います。もちろん有料です。ご検討いただけましたらありがたいです。和光市の福祉の里?のように、不要品（服、本、バッグ e t c）を引き取って下さる場所があると便利だと思います。
	電気製品など出すのにシールなどでなく、支払い方法があって取りに来てくれたらうれしいです。
収集頻度	粗大ごみの回収を無料化にしてほしいです。（不法投棄減少のため）
	夏、暑い時、生ごみ週2回しか捨てられないことはつらかった。生ごみの臭いがストレスでした。
収集時間	資源回収について、①カン②ペット③ビン、3車を1回できて（来）てほしい。
	ゴミ回収時間を深夜に行う（カラス対策）。
高齢者対策	収集の時間が早く出せない事がある。（8時半前にはいつも収集車が来ています）前日の夜出してもいいような対策してくだされば、すごく助かります。
	朝志ヶ丘の一方通行の通りの方は、公民館側の道路までゴミ出しに来られていて、高齢者などの負担が大きいのではないのでしょうか…。
その他	アパートに住んでいますが、現在のゴミ集収業者は、時間も正しいし、ルールに従って集収してくれるので、感謝しています。また、アパートの住民も、しっかりルールを守っているのが、問題の発生もなく、改善の余地がありません。
	ペットボトル等を出すカゴが小さくて、入りきらないので、カゴを増やすとかしてほしいです。
	資源ごみは、ごみ収集で出すのではなく、スーパーマーケットや市民会館など公共機関など集積所を作り、自分で運ぶようにした方がいいと思う。ただしお年寄り世帯など厳しい世帯は、市役所の方で手助けをしてほしい。
	収集運搬方法の見直し希望、戸別収集が良い。手数料とってもらって良い。
	収集の車がまわりに配慮しながら手早く仕事をしているのを見ていつも感謝しています

⑥ クリーンセンターについて

具体的な内容
リサイクルセンター（クリーンセンター）を土曜日でも予約なしで行けると助かります。
市のクリーンセンターへの持ち込み時の手続きを簡易にしてほしい。
クリーンセンターでの資源ゴミ引き取りは続けてほしい。
朝霞市にはクリーンセンターがあるため、他の市より根拠のない安心感のようなものがある。他の地域並に、意識をひきしめなければならないと思う。
さいたま市にあるクリーンセンター（桜センター）のような熱を利用した施設が、朝霞や地域団体と協力して、出来ると良いと思います。

⑦ エコネットあさかについて

項目	具体的な内容
<p>手続きの簡素化・要件緩和</p>	<p>エコネットあさかに出品しているが、1回の出品数上限が少ないのと同種類の品は2点までと、制限があり困ることがある。</p>
	<p>エコネットへの利用は面倒だという意見が多い。ネットを活用して出品情報の提供（写真の一枚でも。家具は特に）、出品期間がすぎたら希望者へはメールで連絡（紙、印刷、郵便代節約でエコ）、2階への拡張、換金当日の出品を認めるなど、利用者の立場に立つ事で循環を良くし、再利用率を高める事で、中古を安心して購入出来、住みやすさへの貢献につながると思われる。ローカルな町内会的受付の味はあるが、ネット環境を整え、学生アルバイトなどを入れる事で若い層も利用したくなる商品も集まり、結果ゴミと共に捨てる罪悪感も減らせると思う。</p>
	<p>リサイクルプラザ活用しにくい。引きとる回数や点数に制限がありすぎる。場所が遠い人にとっては車がなければむずかしい（市内に何か所かあれば活用しやすい→簡易的なもので可。啓発活動もできる</p>
	<p>エコネットへの販売要件を少し緩めていただきたいです。特に現在売買不可とされている電化製品は需給ともそれなりにあると思われしますので、一定の条件下での売買をご許可いただくと、ありがたいです。</p>
<p>認知度の向上</p>	<p>エコネットあさか自体の知名度を上げる必要がある。そもそも知られていないことの方が多いのではないかと。イベントと合わせて市の情報誌のメインにするなど目につきやすくしたい。</p>
	<p>リサイクルプラザの大々的に宣伝し、各家庭の粗大ゴミ（使用、復現）扱い物の売り買い出来ることなど、知らせることは必要と思う。特に季節ごとにあると、必要な家具等も違ってくるため。市の主催行事の〇〇〇まつりが多いなら、『リサイクルプラザまつり』があってもよいのではないかと。（家具・雑貨など種物にあると選びやすい）</p>
	<p>エコネットあさかのHP？が今時ではない。簡単でいいのでもっと充実すればリサイクルが増えると思う。アクセスが悪い分、文章でもいいので何があるのか一覧になっていればいいと思います。</p>

⑧ 家庭ごみ有料化について

項目	具体的な内容
賛成	家庭ごみの有料化とても希望します。家族が多く、ゴミの量も多く、申し訳ないので。
	ゴミ袋の有料化は負担にならない程度の額でしたら、ゴミをきちんとまとめて出すようになるかと思います。
	家庭ゴミの有料化は、マナーの問題でもある。分別集収方法や日時を守れない世帯がある事とよく認識して取り組むべきである。
	本当にゴミが一番大変です。もし有料にするなら、朝霞、和光で一諸にゴミ処理するころにしたほうが良かったと思いますが。
	ゴミの有料化を考えているのであれば、基本的に賛成の立場ですが、市内のどこかのエリアでテストしてからの方がいいでしょうね。
	ゴミを有料化しゴミの削減。ゴミの回収をおのおの家の前にだし、個別に回収すれば、ゴミ出しのマナーの改善、集積所の問題、ゴミ当番の問題がクリアされると思う。
反対	ごみ袋の有料化には反対。有料袋に入れるための小袋が増える。夏など生ゴミは家の中に置いておくことは難しいので小袋に入れるが、さらにそれを指定袋に入れると、プラスチックが増えるだけ。
	ごみ袋の有料化はやめてほしいです。ゴミを捨てるのにお金をゴミとして捨てているのと変わらないと思うからです。分別をしっかりと捨てる人がへると思います。
	有料化すると不法投棄が心配です。
	ゴミ有料化だけはやめてほしい。無料の市で捨てるなど問題が増えます。粗大ごみをクリーンセンターに持っていったときまだ使えそうなものも捨てている人がいたのでリサイクルなどできると良いと思いました。
	ゴミ袋有料化は上手く行けばいいですが、無料の今でも袋に入っていないゴミが道路に捨てられている事があるのに、有料となると道にゴミが増えそうで嫌です
その他	住民税でまかなえないからの有料化の推進なのか、よくわからない。まかなえないのであれば、有料化もやむをえないと思う。
	規定枚数（人数×人数）のゴミ袋配布（無料）。規定枚数を越えたら高額有償。
	ごみ有料の市が多い中で無料なのをととても有難く思っています。

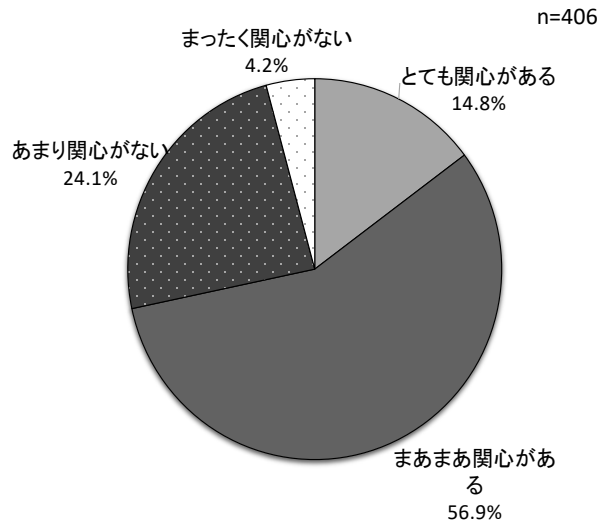
⑨ その他意見について

具体的な内容
朝霞市が、ごみ問題に取り組んでいることを知らなかった。もっとアピールすれば住民（市民）の意識も変わると思います。
市だけではごみ問題は良くなる。市、住民、事業主（団地の場合は公団も）での話し合い、特に最近外国の方も多く住み、市のゴミの捨て方の教育も。
ごみ問題は生活の基幹にかかわることなので、十分な討議が必要だと思うし、そのための費用も必要経費だと思います。
持家や賃貸であっても子供がいたりして地域に根付こうとしている人達のゴミ意識とそうでない人達の意識に大きな違いがあると思う。区別することは、あまりいい事ではないと思うものの、他の問題も含めて、現実はどうでない人達の行動、（たとえば、捨ててはいけない時間に毎日、置いていってしまうとか、投げ捨てとか）も、根付こうとしている人達が、処理したりフォローしたりしています。まず、市が把握する仕組みを持って把握し、きちんとしている人にメリットを還元し、不公平を是正、そうでない人にも促していく努力をしてもらいたい。
以前、朝霞市のごみ処理問題がTVで取り上げられたことがありました。二度と同じ様なことが起きないように、行政が適正なごみ処理を実施推進して欲しいと願っています。そして、きれいで明るく、住みやすい朝霞市であってほしいと願っています。
タバコの吸殻やゴミ（河川敷などに）を投げ捨てない。指定された場所へ捨てる。投げ捨てが多いので気になっていました。
市の1回のクリーン作戦を年3回位実施して欲しい。
いつもゴミ回収活動に貢献して下さい、きれいな町にして頂き心より感謝しております。
ごみ問題についての苦情を、どんどん受け付け、そこから共通の問題点を抽出したり、逆転の発想も必要かと思います。
朝霞だけでなく、ゴミが海洋汚染させることを視野に！レジンパレットなど地球環境破壊に多大な問題！環境保全にお手本になるような市になっていただきたい！
ごみを減らすことは、現状なかなか難しいことかと思えます。（特にうちは大人5人家族なので）ですが、「ごみの分別」ということは、各家庭で意識をもって行えばできることかな…と、感じています。それにより、再利用につながりやすくなるのであれば、ごみの分別をもう少し厳しくしてもいいのかなと。「リサイクル」という認識は、今の世の中、あたり前のことと皆思っているはずなので、この流れで、再利用の意識を高めるためにも、どんどんアピールしていても良いのでは…？と感じました。
地球温暖化で世界中で災害が発生しています。海はプラスチックによりよごれ、生物、魚にも被害が出ています。便利になる程、被害が大きくなります。資源がない日本、この先心配です。私も認識をあらたに、ゴミのリサイクルに目をむきたいです。
先日粗大ゴミを捨てに行きましたが、とても良心的な処理料金でびっくりしました。粗大ゴミについては、もう少し金額を上げて良いのではないかと思いました。
朝霞市は頑張っていると思います。
自分の家の前にゴミを捨てられたら嫌なくせに道端や公園などには平気で捨ててしまうことへの意識の変化を促すこと。小さな意識が大きくなるとなって朝霞市を含め街全体が綺麗になっていけば市の価値も上がり、住民が増えれば税収も上がり、ゴミ問題への予算も増えていくのでは？例えば…ですけど。
二酸化炭素を排出しづらいビニール袋の配布(ビニール袋をコンビニでもらわなくても結局自分たちで購入するのでプラスチック削減につながっているとは考えられない)

2) 中学生

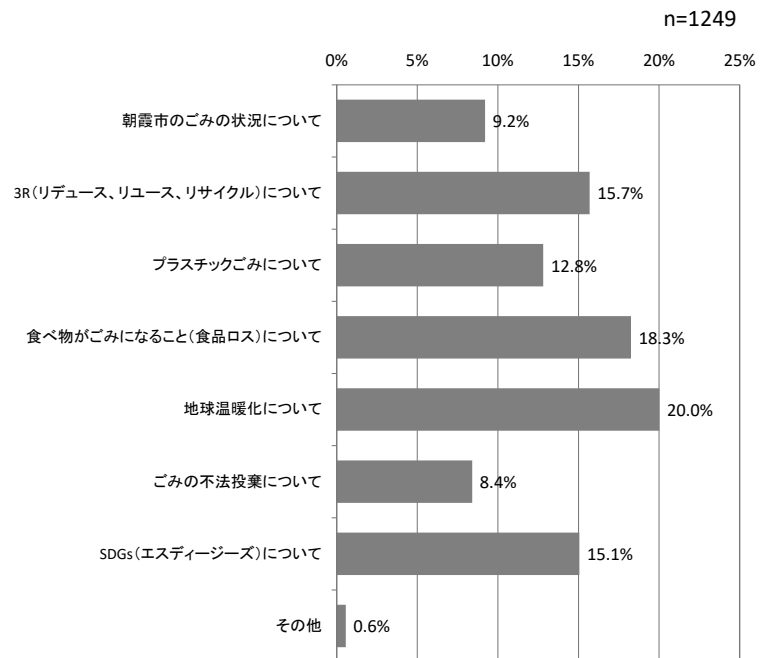
【問1】 ごみの問題やごみの削減について、どのくらい関心がありますか。

ごみ問題への関心について、約7割の中学生がごみ問題について関心があると回答しています。



【問2】 ごみ問題について、どのようなことに関心がありますか。(複数回答)

関心があるごみ問題について、「地球温暖化について」が最も多く、次いで「食べ物がごみになること(食品ロス)について」、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)について」、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)について」となっています。



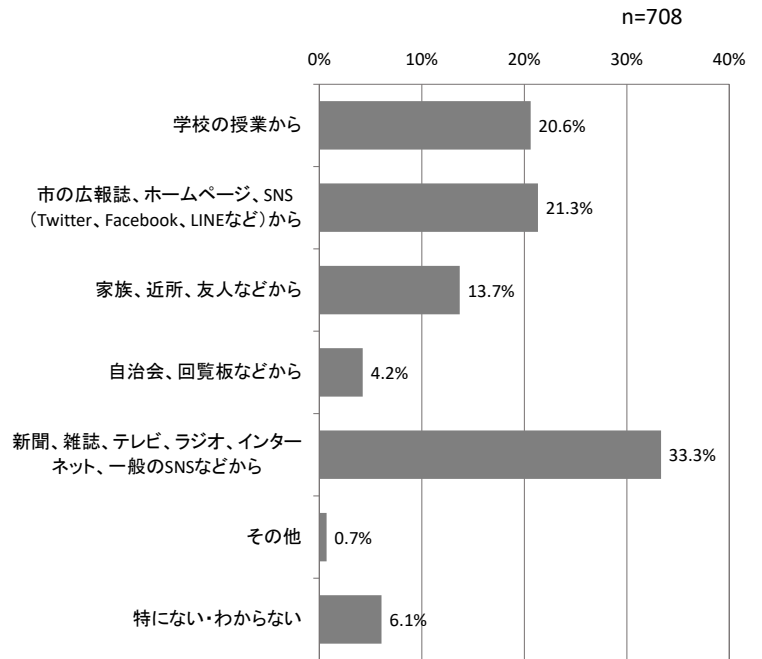
〈その他回答〉

- ・ 川に捨てられるゴミ。
- ・ SDGsで本当にゴミ問題や環境問題が改善されるのか。
- ・ 身近にある粗大ゴミを捨てられるところを知りたい。
- ・ 食品ロスがどれくらいあるか知りたい。
- ・ 海にゴミがたくさんあるということ。

【問3】 ごみに関する情報が欲しい場合、どこから入手しますか。(複数回答)

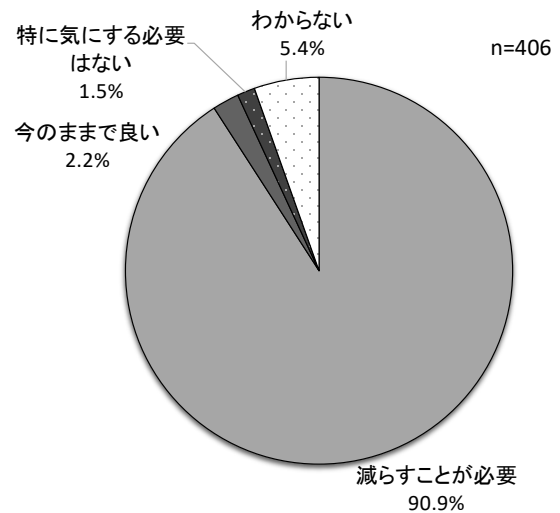
ごみに関する情報の入手先は、「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、一般のSNSなどから」が最も多く、次いで、「市の広報紙、ホームページ、SNSなどから」、「学校の授業から」となっています。

〈その他回答〉
・張り紙。



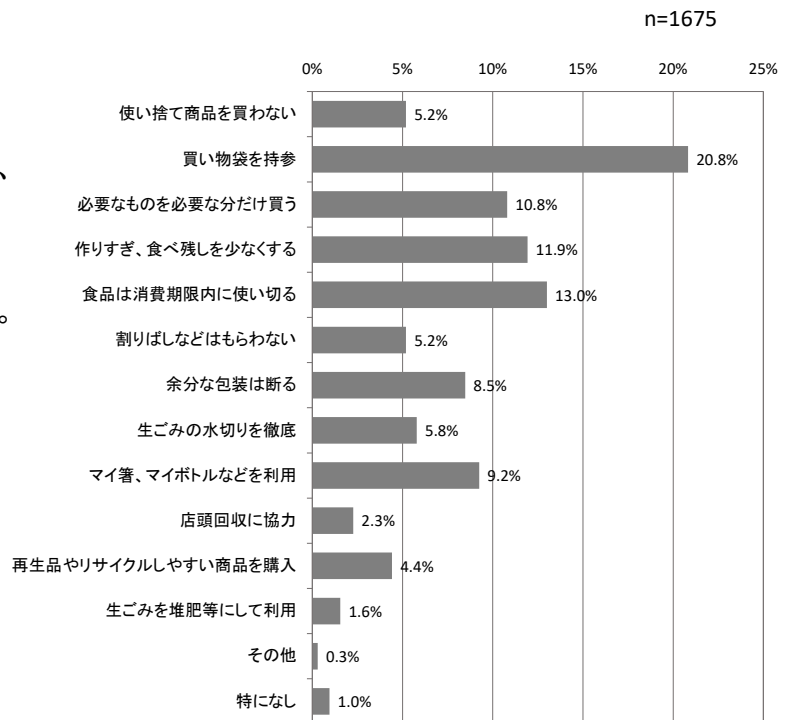
【問4】 ごみを減らす必要性について、どのように考えていますか。

ごみを減らす必要性について、約9割が「減らすことが必要」と回答しています。



【問5】 ごみを減らすために、あなたの家庭で日頃行っていることは何ですか。（複数回答）

ごみを減らすための日頃の取組について、「買い物袋を持参」が最も多く実施されており、次いで「食品は消費期限内に使い切る」、「作りすぎ、食べ残しを少なくする」となっています。

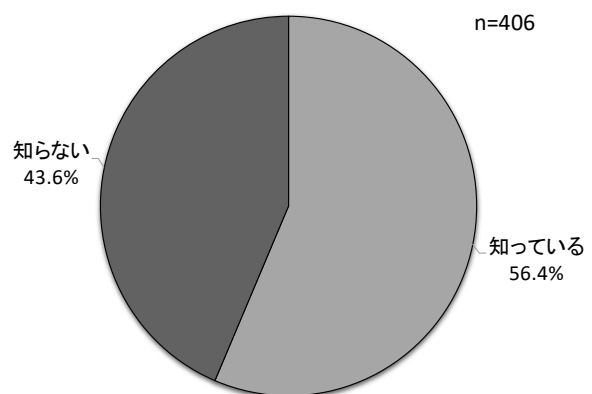


〈その他回答〉

- ・ 個人的ですが、シーグラスや落ちていたプラスチックを使い工作や、家に飾るイラストのようなものを作っています。
- ・ お風呂の余ったお湯を洗濯機に使用している。
- ・ スーパーのビニール袋を捨て無いで小さいゴミ箱の袋として使っている。すぐ捨て無いで使えそうなのは取っておく。
- ・ ゴミが出てしまった時は、ゴミの分別をする。

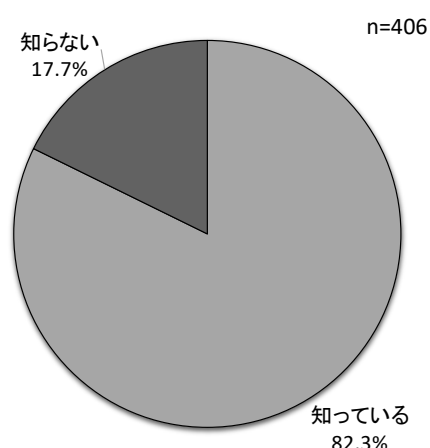
【問6】 あなたが出したごみがどのように処理されているか知っていますか。

ごみがどのように処理されるかについて、約4割が「知らない」と回答しています。



【問7】 食品ロスの問題について知っていますか。

食品ロス問題について、約8割が「知っている」と回答しています。



【問8】 その他、朝霞市のごみを減らすアイデアや意見があれば記入してください。

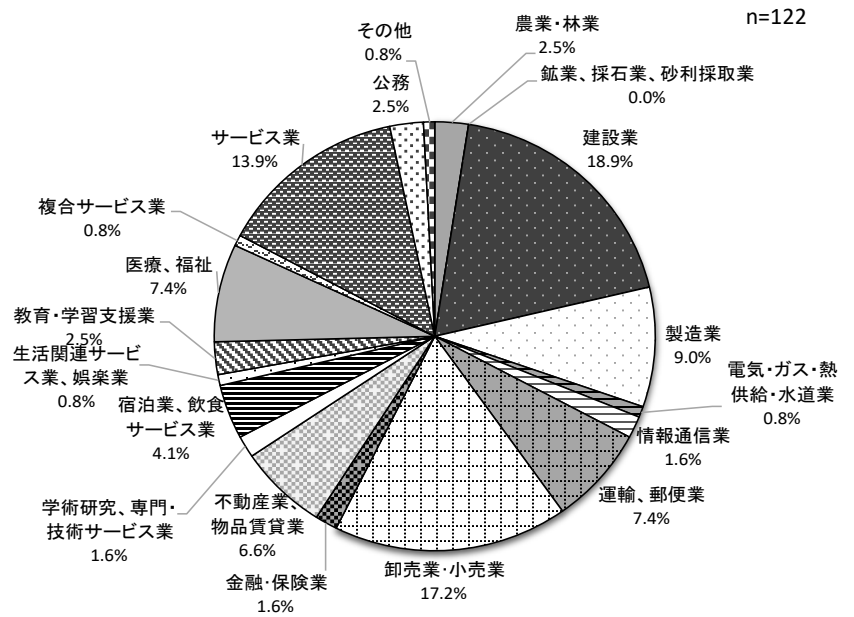
件数	項目	意見
14	ごみ減量化・分別・リサイクルの促進	ペットボトルのキャップをすぐ捨てず遊びに使う
		使い捨てのものなどは工作の材料に回して使う
		使ったやつをまた他の服とかにできるものを買う
		食べられる食器・箸を作る
		紙袋を配布する
		水筒などに飲み物を入れていく
		紙を減らす
		リサイクルBOXを設置する
		エコな物を増やす
		プラスチック製のものを減らす
		考えて買い物をする
		まだ使えるものはリサイクル店に出す。
		生ごみという分類を作って、土の中に入れて、自然に返す。
		13
ゴミをリサイクルして何かを作り、それを使ってイベントを開く。		
気軽に出店できるフリマの企画や不用品の交換会を開いて、再利用につなげる。		
12	食品ロスの削減	賞味期限切れの商品を売る店を作る。
		食品ロス削減ポスターを学校の自由課題にする。
		規格外の野菜を近隣のスーパーで安価で売ったりする
11	意識向上	子どもへのごみ・環境教育
		ゴミ問題のことを詳しく知る。
		もっとゴミを減らすように市民に訴える
		問題を具体的に提示する。
9	レジ袋の削減・エコバックの利用	レジ袋の値段を高くする
		ゴミ袋じゃなくて、箱に入れて集める。
		無料のビニール袋の配布をやめる
		余計なビニール袋を貰わない。
		朝霞市で、プラスチックの袋をどこの店にも置かないようにする

件数	項目	意見
7	ボランティア活動の実施	
3	ポイント制度等の構築	リサイクルできる服や靴など持っていくと割引券がもらえる店をもっと増やす。
3	有料化	飲食店や企業、工場などから出るゴミの処分を危険物同様に有料にする。 ゴミの有料化 割り箸を有料化する
2	ポイ捨て防止	ポイ捨て出来ないくらいに通路を綺麗にする 捨てたら罰金
その他		朝霞市は、ゴミ収集に関してとても親切だなと思う。 ごみを減らさなければならないことは重々承知しかし、他人事のように、自分自身では特に努力していない。 ごみ収集してくれる方、本当にありがとうございます。 朝霞市全体で、ゴミを捨てる取り組みをする。 身の回りに、朝霞市からでたゴミのベンチなどを設置する。 バーベキューなど、野外で食事を行う場合は、必ずゴミ袋を持ってくるよう呼びかける。そして、必ず灰の処理をするよう呼びかける。 地産地消を活用する ゴミは自分で処理する 減らしたらお金がもらえる ごみ収集ならぬ資源収集をする 街の良いところの一つにゴミの排出量を減らすことを目標に掲げているなど街の良いところにすれば市民の誇れることにして自然と減らしたりできると思います。

3) 事業所

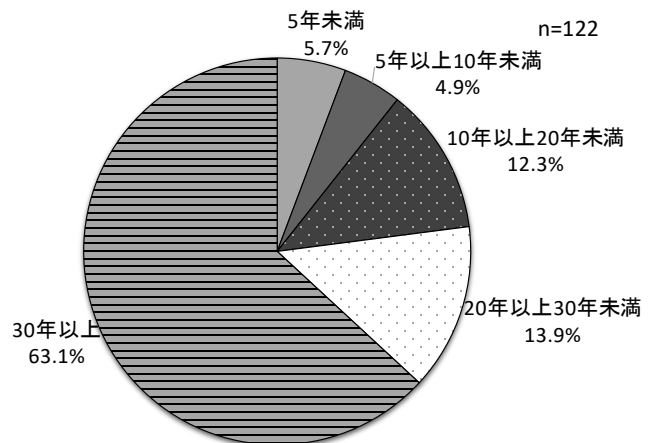
【属性1】 業種を教えてください。

業種について、「建設業」が18.9%で最も多く、次いで「卸売業・小売業」、「サービス業」となっています。



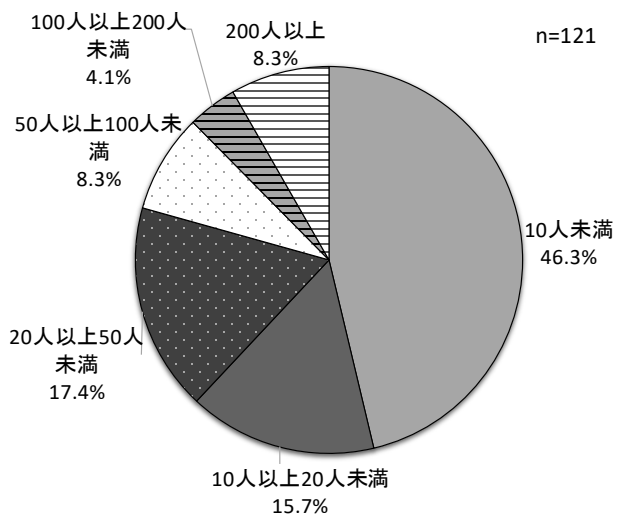
【属性2】 市内での営業年数を教えてください。

営業年数について、「30年以上」が63.1%で最も多く、次いで「20年以上30年未満」、「10年以上20年未満」となっています。



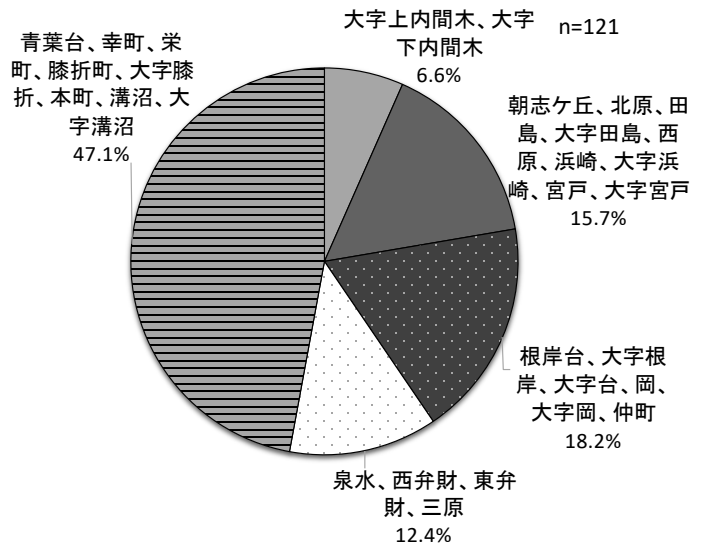
【属性3】 従業員数は何名ですか。

従業員数について、「10人未満」が46.3%で最も多く、次いで「10人以上20人未満」、「20人以上50人未満」となっています。



【属性4】 所在地域を教えてください。

所在地域について、「青葉台、幸町、栄町、膝折町、大字膝折、本町、溝沼、大字溝沼」が47.1%で最も多く、次いで「根岸台、大字根岸、大字台、岡、大字岡、仲町」、「朝志ヶ丘、北原、田島、大字田島、西原、浜崎、大字浜崎、宮戸、大字宮戸」となっています。

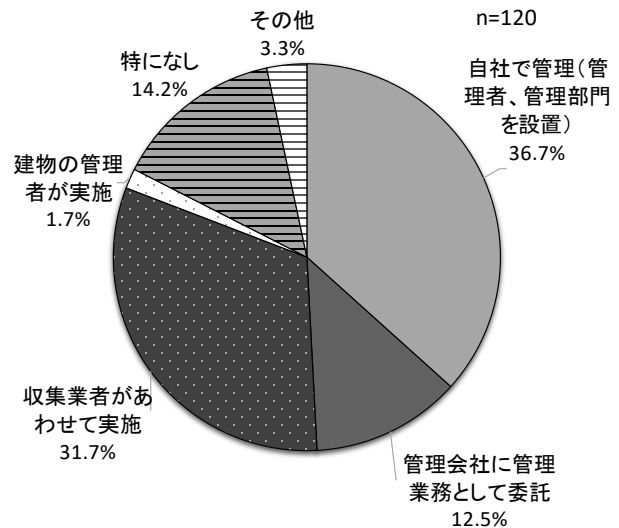


【問1】 事業所から出るごみの管理について教えてください。

事業所から出るごみの管理について、「自社で管理（管理者、管理部門を設置）」が最も多く、次いで「収集業者があわせて実施」、「特になし」となっています。

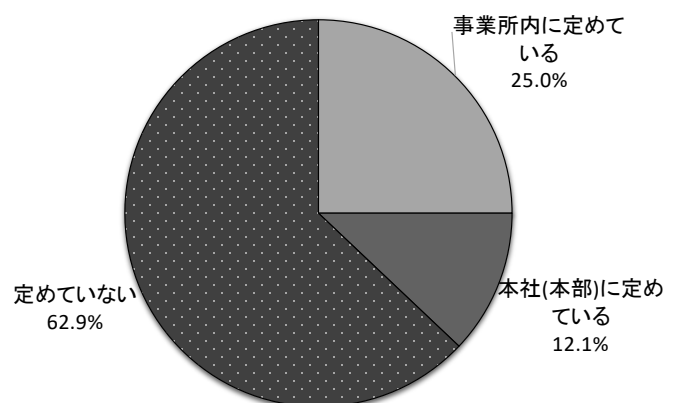
〈その他回答〉

- ・ 収集業者へ持参。
- ・ たまったら、その都度持ち込み。
- ・ 収集日に合わせる。



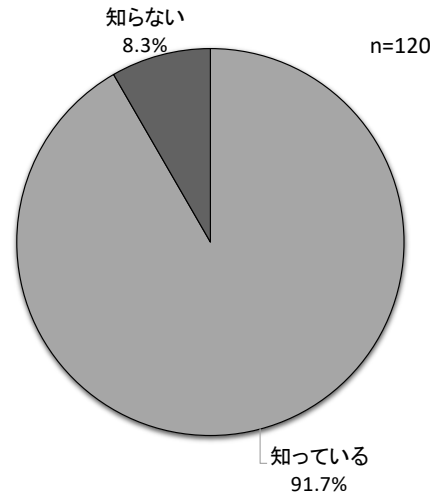
【問2】 あなたの事業所は、廃棄物管理責任者を定めていますか。

廃棄物排出者責任者の配置について、約6割が「定めていない」と回答しています。



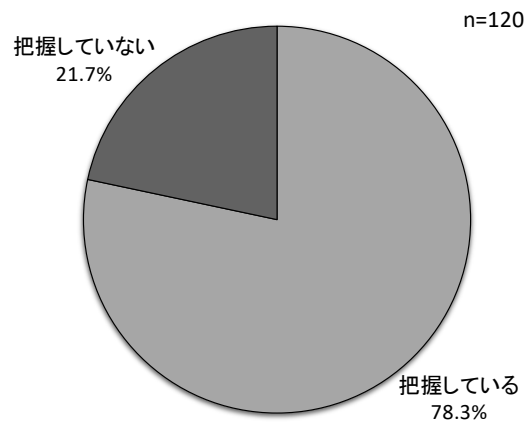
【問3】 事業ごみの分別・処理方法は知っていますか。

事業ごみの分別・処理方法の認知状況について、約9割が「知っている」と回答しています。



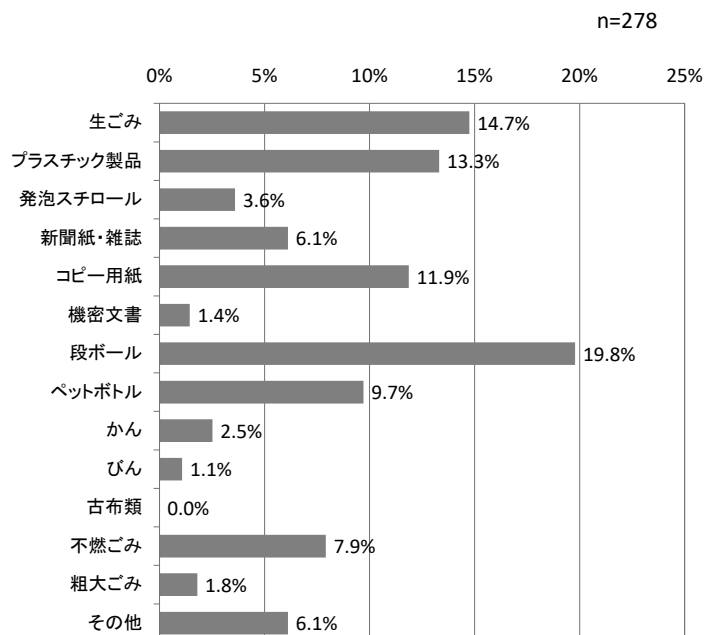
【問4】 事業所から排出されるごみ量を把握していますか。

排出されるごみ量の把握状況について、約8割が「把握している」と回答しています。



【問5】 あなたの事業所で、排出量の多いごみは何ですか。（複数回答）

排出量の多いごみについて、「段ボール」が最も多く、次いで「生ごみ」、「プラスチック製品」となっています。

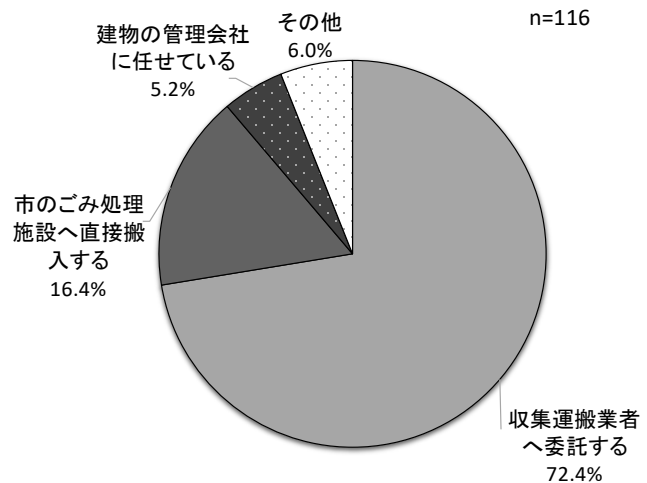


〈その他回答〉

- ・ 木材。
- ・ 紙おむつ。
- ・ 建設資材。
- ・ 塩ビ資材。
- ・ 燃えるゴミ。
- ・ テープ類。
- ・ 損紙。
- ・ 紙粉など。
- ・ 書類（シュレッダーしたもの）。
- ・ ドライクリーニングの溶剤をきれいにするためのエレメント（20kg）×2。

【問6】 事業所から排出されるごみをどのように処理していますか。

排出されるごみの処理方法について、「収集運搬業者へ委託する」が最も多く、次いで「市のごみ処理施設へ直接搬入する」、「建物の管理会社に任せている」となっております。

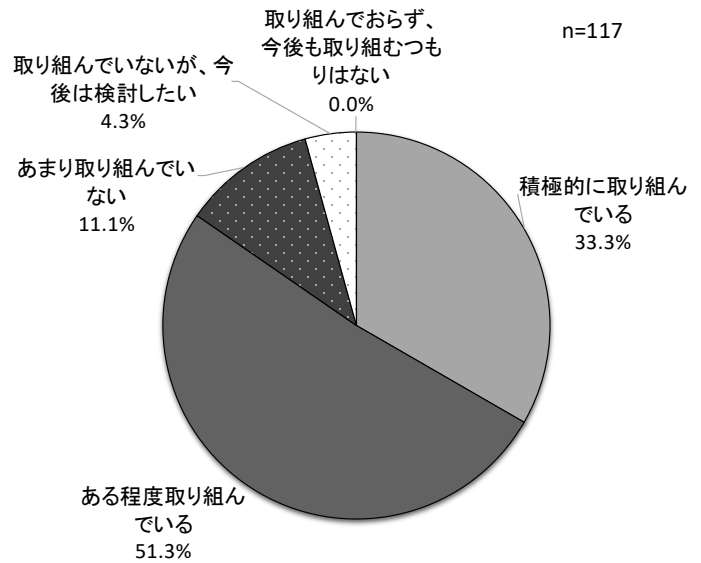


〈その他回答〉

- ・ 排出量がほとんどなく、加えて自宅兼事務所の事業環境のため、ごみを家庭用とまとめてしまっている。
- ・ 社内の焼却炉。

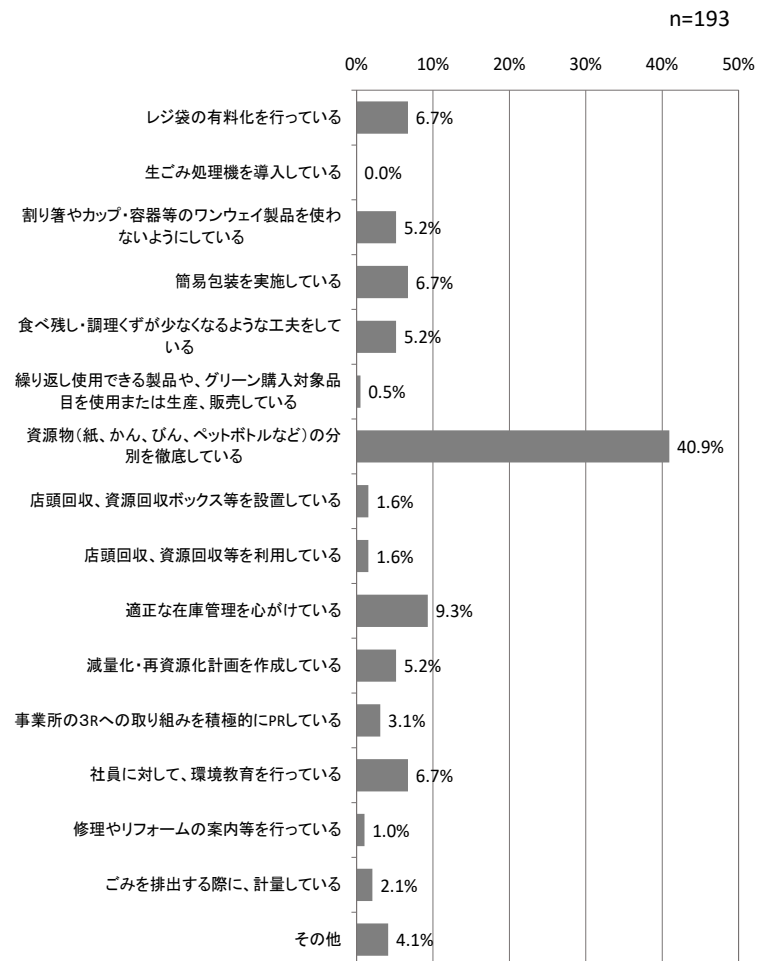
【問7】 あなたの事業所は、日頃からごみの減量や資源化に取り組んでいますか。

約8割強の事業所が日頃からごみの減量や資源化に取り組んでいます。



【問8】 ごみの減量や資源化で具体的に取り組んでいることは何ですか。(複数回答) (【問7】で「積極的に取り組んでいる」又は「ある程度取り組んでいる」と回答した事業者対象)

ごみの減量や資源化の取組について、「資源物(紙、かん、びん、ペットボトルなど)の分別を徹底している」が最も多く、次いで「適正な在庫管理を心がけている」、「レジ袋の有料化を行っている」、「簡易包装を実施している」、「社員に対して、環境教育を行っている」となっています。

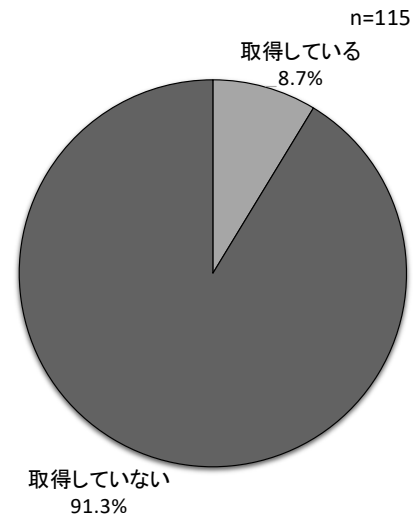


〈その他回答〉

- ・ レジ袋は買わない。
- ・ 生ゴミは堆肥にしている。
- ・ 有価物化推進。
- ・ 裏側再利用。
- ・ ユニリーバ様と空容器のリサイクル回収を実施。

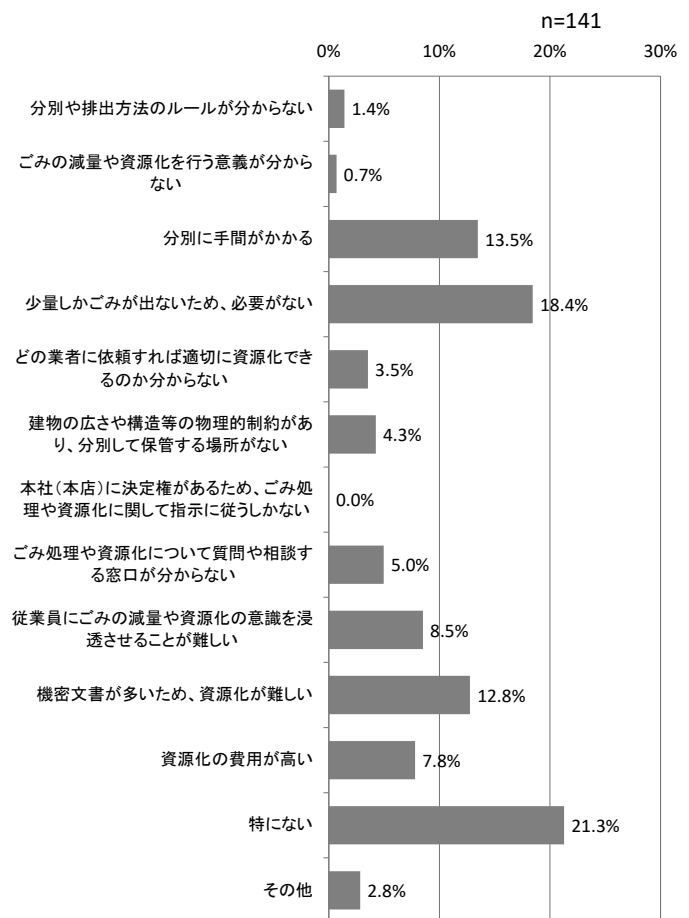
【問 9】 あなたの事業所では、環境に関する公的認証（ISO14001など）を取得していますか。

公的認証の取得状況について、約9割が「取得していない」と回答しています。



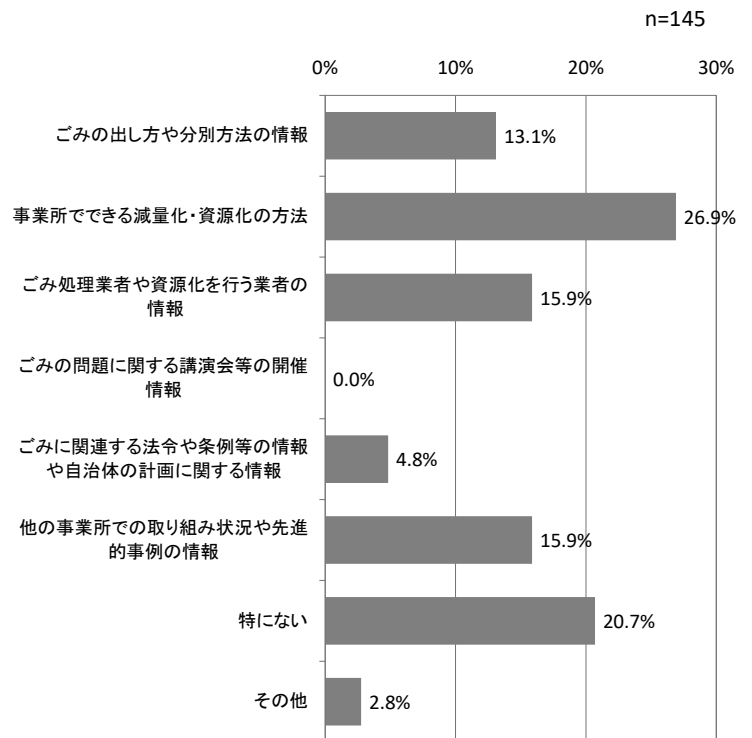
【問10】 あなたの事業所で、ごみ減量や資源化を進めていくうえで主な問題点は何ですか。（複数回答）

ごみ減量や資源化を進めていくうえでの問題点について、「特になし」が最も多く、次いで「少量しかごみが出ないため、必要がない」、「分別に手間がかかる」となっています。



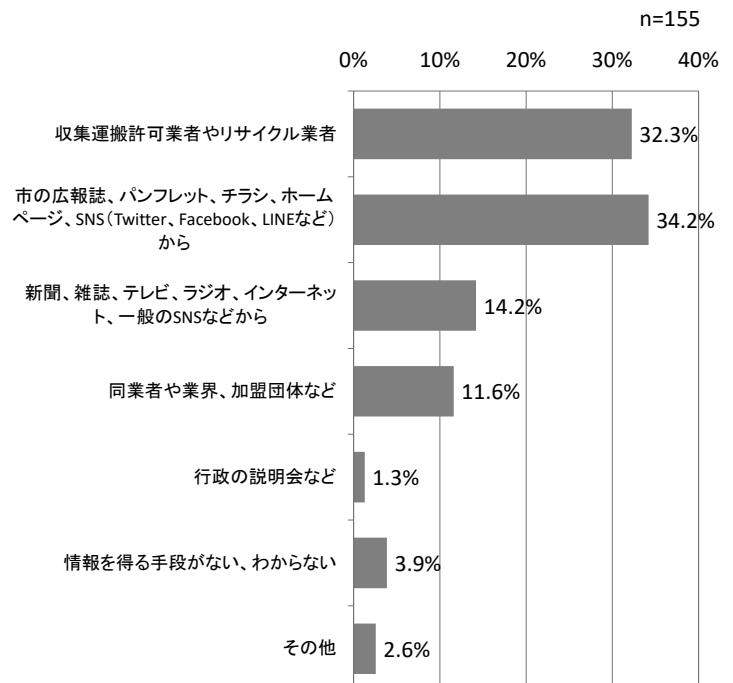
【問11】 あなたの事業所で、ごみの減量や資源化に関してどのような情報が必要と考えますか。(複数回答)

ごみ減量や資源化に対して必要な情報について、「事業所でできる減量化・資源化の方法」が最も多く、次いで「特にない」、「ごみ処理業者や資源化を行う業者の情報」、「他の事業所での取り組み状況や先進的事例の情報」となっています。



【問12】 ごみの減量や資源化など、ごみに関する知識や情報は、主にどのようなところから得ていますか。(複数回答)

ごみに関する知識や情報の入手先について、「市の広報誌、パンフレット、チラシ、ホームページ、SNS (Twitter、Facebook、LINEなど) から」が最も多く、次いで「収集運搬許可業者やリサイクル業者」、「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、一般のSNSなどから」となっています。

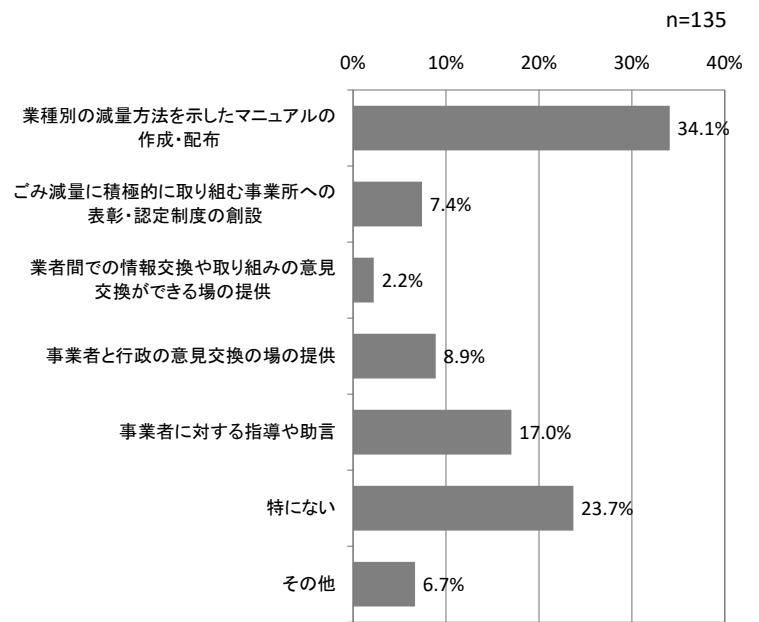


【問13】 ごみの減量や資源化を推進するにあたり、市に期待することは何ですか。（複数回答）

ごみの減量や資源化を推進するにあたり、市には、「業種別の減量方法を示したマニュアルの作成・配布」が最も多く、次いで「特にない」、「事業者に対する指導や助言」が期待されています。

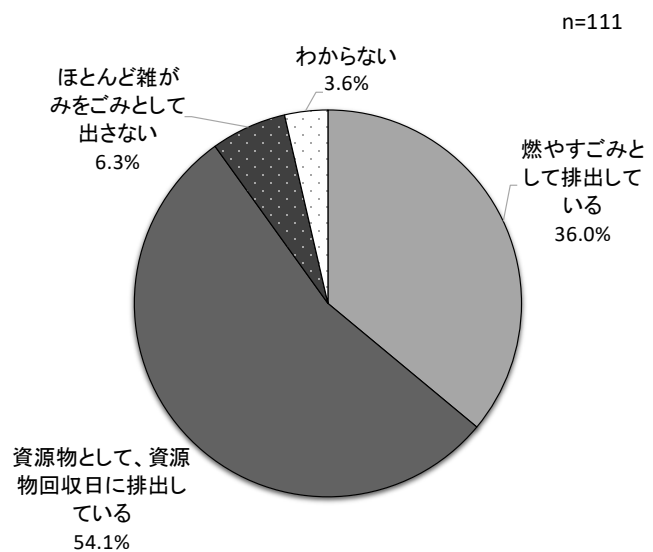
〈その他回答〉

- ・コストを安くする方法。
- ・無償化。
- ・委託料の値上げ。
- ・事業系一廃の搬入は維持させて頂きたいです。



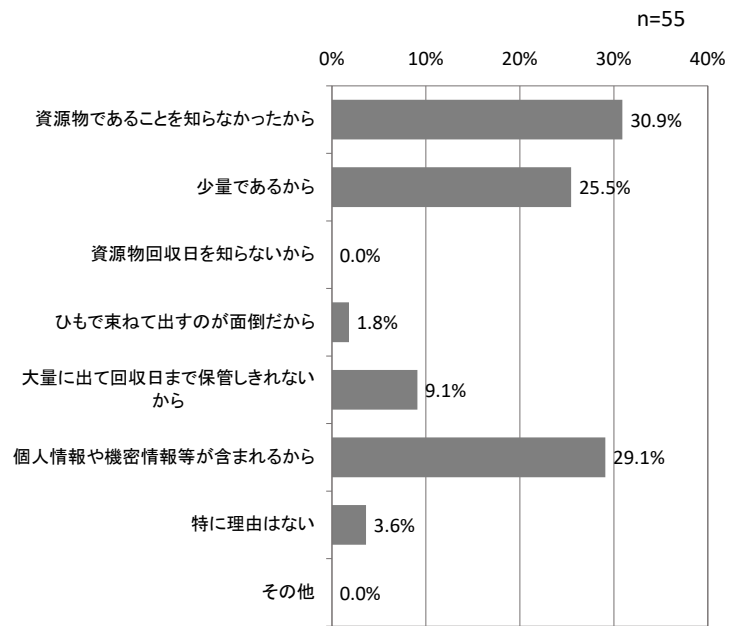
【問14】 古紙類のうち、雑がみはどのように排出していますか。

雑がみの排出について、「資源物として、資源物回収日に排出している」が約5割と最も多く、次いで「燃やすごみとして排出している」、「ほとんど雑紙をごみとして出さない」となっています。



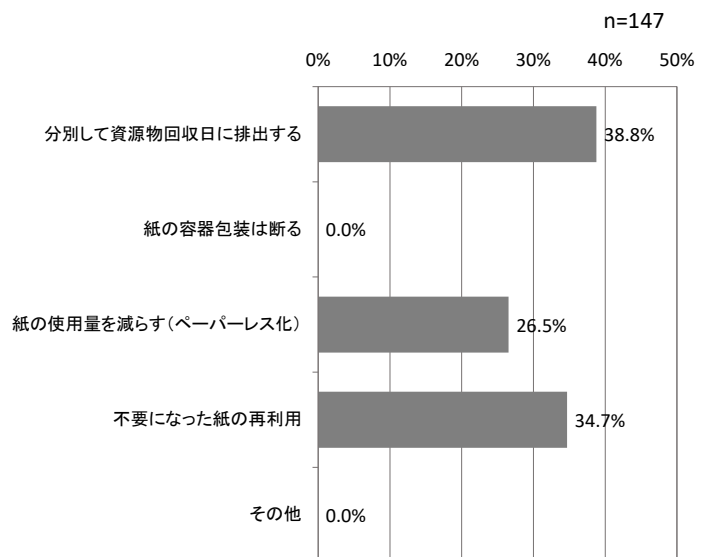
【問15】 雑がみを燃やすごみとして排出した主な理由は何ですか。（複数回答）
 （【問14】で「燃やすごみとして排出している」と回答した事業者対象）

雑がみを燃やすごみとして排出した理由について、「資源物であることを知らなかったから」が最も多く、次いで「個人情報や機密情報等が含まれるから」、「少量であるから」となっています。



【問16】 雑がみをごみとして出さないために実施していることはありますか。（複数回答）

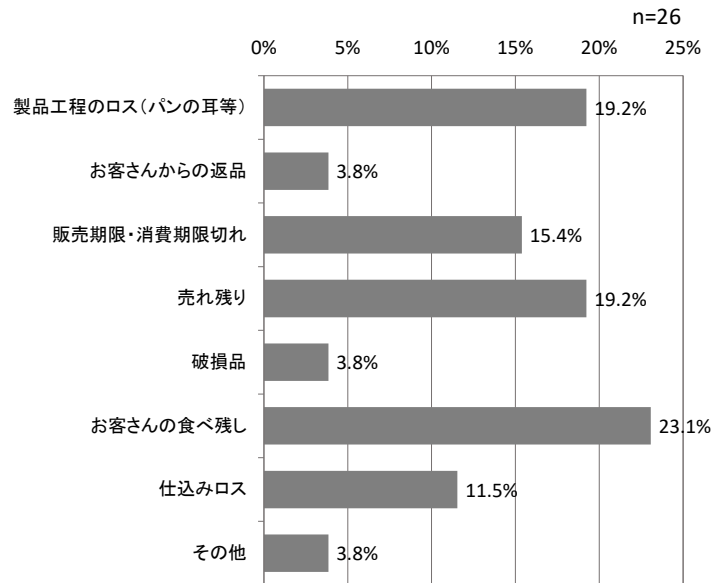
雑がみをごみとして出さないために実施している取り組みについて、「分別して資源物回収日に排出する」が最も多く、次いで「不要になった紙の再利用」、「紙の使用量を減らす（ペーパーレス化）」となっています。



【問17】 あなたの事業所から排出することのある食品ロスの発生要因は何ですか。（複数回答）

（飲食サービス業、食品を扱う小売事業者対象）

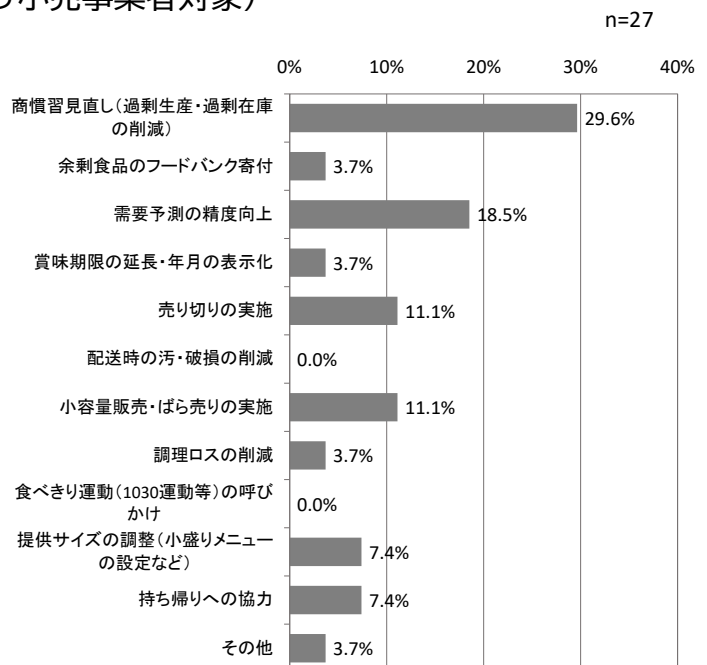
飲食サービス業、食品を扱う小売事業者における食品ロスの発生要因について、「お客様の食べ残し」が最も多く、次いで「製品工程のロス（パンの耳等）」、「売れ残り」となっています。



【問18】 食品ロスを出さないために実施していることはありますか。（複数回答）

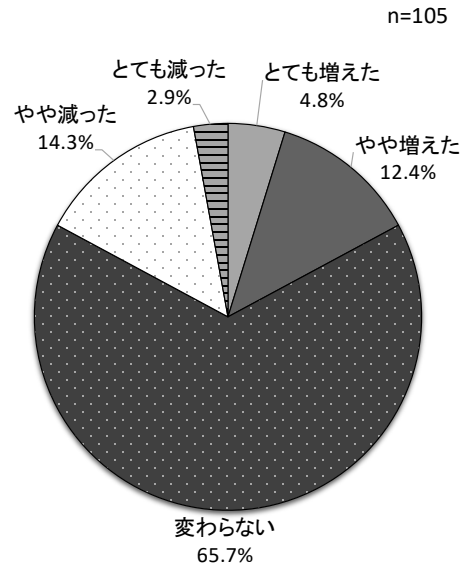
（飲食サービス業、食品を扱う小売事業者対象）

食品ロスを出さないために実施している取り組みについて、「商慣習見直し（過剰生産・過剰在庫の削減）」が最も多く、次いで「需要予測の精度向上」、「売り切りの実施」、「小容量販売・ばら売りの実施」となっています。



【問19】 コロナ禍の前と比べて、あなたの事業所から排出されるごみの量はどのように変化しましたか。

コロナ禍によるごみの量の変化について、「変わらない」が最も多く、次いで「やや減った」、「やや増えた」となっています。



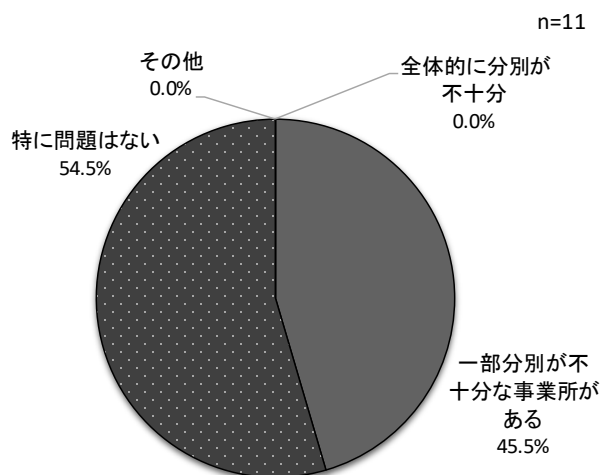
【問20】 その他、朝霞市のごみ問題を良くするためのアイデアや意見等があればご記入ください。

具体的な内容
ゴミを出して〇〇円ではなく事前に処理代を知りたい。
事業所の意識のもち方だと思えます。
事業所にも、リサイクルの徹底を促す事が必要だと思えます。
外国人への説明等（不法投棄するケースがある）
市民みんなが徹底した資源の分別、リサイクル、有価物化を推進し、資源の循環型社会を実現して行かないといけないと考えます。
適正分別により、市の施設に不要な負荷を掛けないよう事業を運営して参ります。引き続きのご指導の程お願い致します。

4) 収集運搬業者（許可業者）

【問1】 朝霞市内の契約事業所から排出されるごみの分別状況について、どのように思いますか。

朝霞市内の契約事業所から排出されるごみの分別状況について、「特に問題はない」が54.5%、「一分別が不十分な事業所がある」が45.5%となっています。

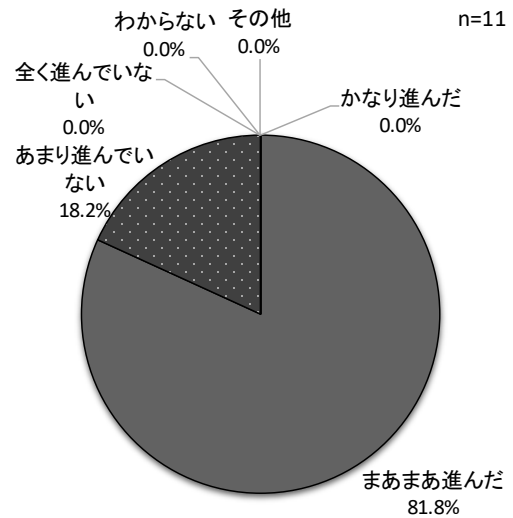


【問2】 分別を良くするために、どのような対策・対応が必要と思いますか。
（問1で「全体的に分別が不十分」又は「一分別が不十分な事業所がある」と回答した事業者対象）

回 答
事業者理解を求めていく必要もあるが、処理場でも臨機応変に対応していただく必要がある。
事業系一般廃棄物の分別表を細かく分かりやすいものを市で作成して頂きたい。
コンビニなどは外にごみ箱を置かないようにして中に置くようにしてもらおう。後は排出事業者へ分別の徹底をしてもらおう。
分別の基準がよく分からないという声が多いので、明示した資料の共有や不適物の多い業者に対する罰則の制定など根本的な抑止が必要だと思います。
弊社の取り組みとして、回収時に分別不良があった際は残置した上で排出事業者へ再分別をお願いしておりますが、「お願い」が基本となっております。再三にわたり改善されない場合は、朝霞市様にご相談の上、朝霞市様より直接注意喚起等を行っていただけるとより効果があると考えております。

【問3】 朝霞市内の契約事業所の分別に対する意識や取組はこの5年間で進んだと思いますか。

朝霞市内の契約事業所の分別に対する意識や取組の進展について、約8割が「まあまあ進んだ」となっています。



【問4】 朝霞市内における収集・運搬の問題点について、ご自由にお書きください。

回 答
近年では収集業者と契約事業者との間に管理会社が入っており、話がスムーズに通りにくいいため様々な問題が多くある。
処分費の支払いを振り込みにしていただきたい。
弊社の顧客コンビニエンスストアにおいては、店舗内にごみ箱を設置しごみ減量と分別に取り組んでいただいておりますが、ごみ配置場、入退路の一部交通渋滞等時間調整をしながらの収集運搬となっています。
処理場（クリーンセンター）内での一般車両が自由に走行するため搬入しづらい。

8 朝霞市のごみに関するワークショップ（市民意見交換会）

（1）ワークショップ実施概要

実施日時：令和5年5月21日（日曜日）10：05～11：50（表1）

実施場所：コミュニティセンター（朝霞市中央公民館）

参加者：13名

表1 当日のスケジュール

時間	所要時間	実施内容
10:05 - 10:10	5分	1. ワークショップの目的 2. ワークショップの流れ
10:10 - 10:20	10分	3. 自己紹介（各グループ）
10:20 - 10:50	30分	4. グループ・ワーク①朝霞のごみについて知ろう！ 「ごみ量ピットンコ・ゲーム」 「朝霞市のごみ処理の現在（いま）と未来」
10:50 - 11:00	10分	休憩
11:00 - 11:15	15分	5. グループ・ワーク②雑がみについて考えよう！ 「雑がみ分別ゲーム」
11:15 - 11:45	30分	6. グループ・ワーク③ごみ減量化を考えよう！ 「朝霞市のごみを減量するためには？」
11:45 - 11:50	5分	7. ふりかえり（+アンケート）

～市民ワークショップ参加者募集～

**朝霞市のごみについて
みんなで考えよう！**

市民のみなさんと一緒に朝霞市のごみに関する
課題の解決策を考えたいと思います。
どうぞ、ふるってご参加ください。

みんなきてねー！！

令和5年**5月21日(日)**10:00～12:00

会場：コミュニティセンター（中央公民館）集会室
（住所：朝霞市青葉台1-7-1）

対象：朝霞市民（小学校高学年以上）

※事前申し込みは不要です。当日、直接会場へお越しください。

【お問い合わせ】 ※詳細は朝霞市ホームページをご覧ください。

朝霞市 市民環境部 資源リサイクル課（クリーンセンター）
TEL：048(456)1593 FAX：048(456)3655
e-mail：sigen_risaikuru@city.asaka.lg.jp




図1 募集チラシ

(2) 実施内容

実施内容の概要は、以下のとおりです。

1) グループワーク①「朝霞のごみについて知ろう！」

① ごみ量ピットタンコ・ゲーム

朝霞市の「市民1人が1日出すごみの量(重さ)」をイメージして、用意されたビニール袋に水切りネット(模擬ごみ)を入れてもらいました。その後、水切りネット入りのビニール袋を計量し、答え合わせとともに、実際に出されているごみの量を体感してもらいました。



各班で「1人が1日出すごみの量(重さ)」をイメージ



イメージしたごみの量(ビニール袋)を計量中

② プレゼンテーション(講義)

「朝霞市のごみ処理の現在(いま)と未来」というテーマで、朝霞市のごみ量や種類、リサイクルの割合、広域化などを説明しました。



講義にて更なるごみ減量の必要性を説明

2) グループワーク②「雑がみについて考えよう！」

用意された15種類程度の紙類のごみを雑がみとして「出せるもの」と「出せないもの」に分別してもらいました。普段、燃やすごみに出している紙類のごみが雑がみとして排出・リサイクルできることを体感してもらいました。



雑がみの分別を実体験



ワーク後の講義にて雑がみの分別排出の必要性を説明

3) グループワーク③「ごみ減量化を考えよう！」

朝霞市のごみを減量するために取り組むべきことを、「市民として」および「市として」の観点より、話し合いながら模造紙に整理してもらい、発表してもらいました。



各班で意見交換し、模造紙に整理



各班の代表者による発表（全体共有）

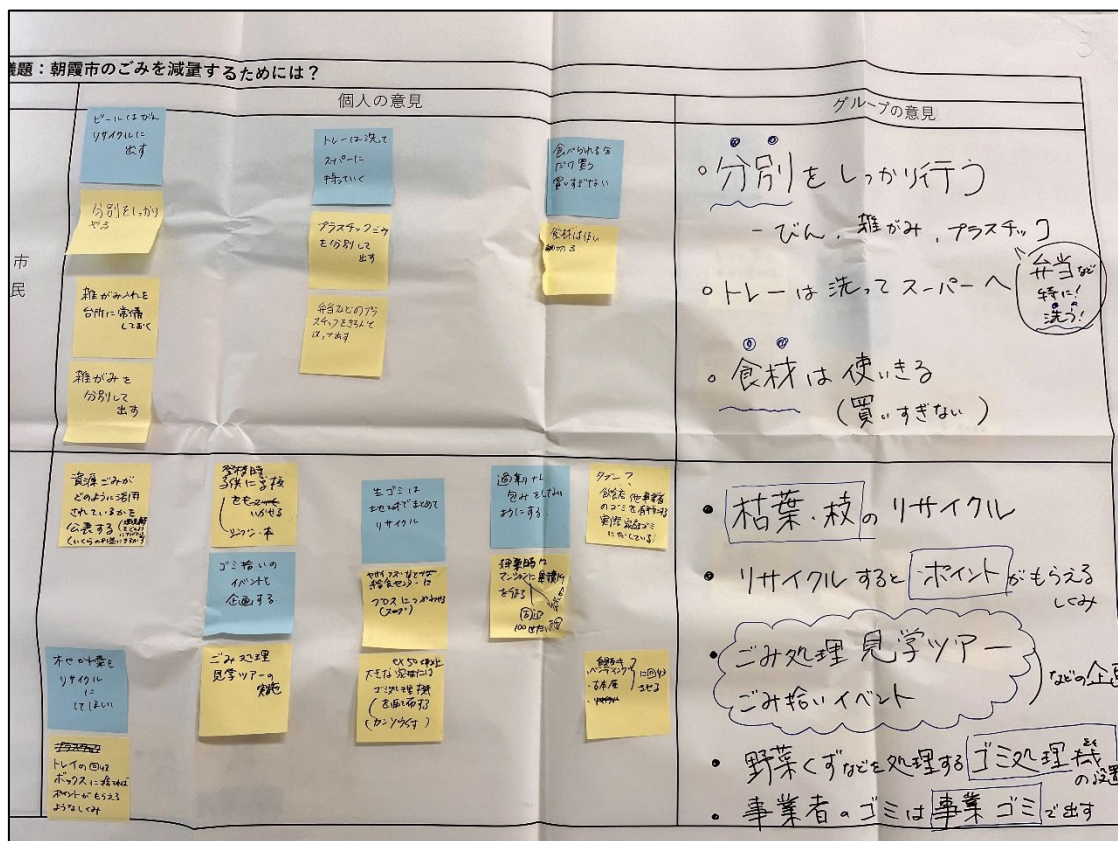


写真 1 グループワーク（例）

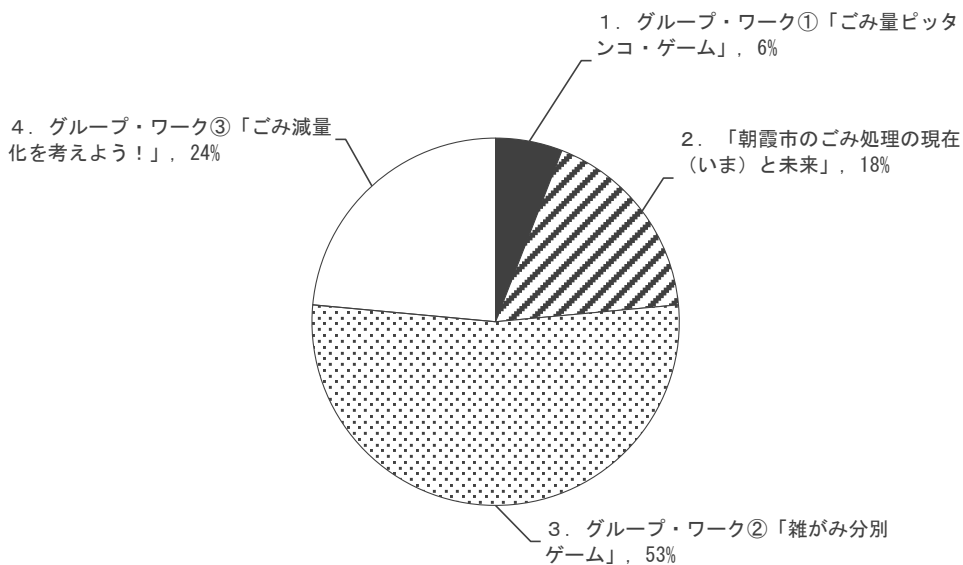
(3) アンケート結果

問1. あなたの年齢をお答えください。		回答数	割合
1.	小学生	2	15%
2.	中学生		
3.	高校生		
4.	大人	11	85%
合計		13	100%

問2. ワークショップに参加して良かったですか。		回答数	割合
1.	良かった	13	100%
2.	まあまあ良かった		
3.	ふつう		
4.	まあまあ悪かった		
5.	悪かった		
合計		13	100%

問3. ワークショップで、最も良かったものは何ですか。		回答数	割合
1.	グループ・ワーク①「ごみ量ピットタンコ・ゲーム」	1	6%
2.	「朝霞市のごみ処理の現在（いま）と未来」	3	18%
3.	グループ・ワーク②「雑がみ分別ゲーム」	9	53%
4.	グループ・ワーク③「ごみ減量化を考えよう！」	4	24%
合計		17	100%

※複数回答あり



問4. ワークショップで学んだこと、印象深かったことは何ですか。
・ 雑がみ分別はわかっているようで、わかっていたなと思いました。
・ 知ること。
・ 雑がみについて大変勉強になった。
・ 朝霞と和光の共同処理を行うこと。
・ 1人1日当たりのごみ量(570g)であること。
・ 14億円/年間ごみ処理費用、1万円/1人の負担であること。
・ 朝霞市では、雑がみの排出が多いということを知らなかった。今後さらに2割減することの必要性がよく分かった。
・ アルミ缶が高いということ。
・ 1人1人の意識でゴミを減らしたいという目標が数字(440g)で分かりやすかった。
・ 雑がみが資源ごみである。
・ リサイクル施設ができるのが楽しみ。
・ 1人1人の意識する事の大切さが分った。ゴミは減らせるんだと思った。
・ 雑がみなのにゴミとして捨てていたものがあつたので、知ることが出来て良かった。
・ 朝霞市のゴミの量を知らなかったので、わかってよかったです。

問5. ワークショップで学んだことを活かして、日々の生活でどのようなことに取り組んでいきたいですか。
・ 今までよりも正確に分別すること。家族を啓蒙すること。
・ 町内会等でも説明会を実施したい。
・ 分別等、より意識して出すようにします。
・ 市へ提案していきたい。
・ 住民と話し合いしていきたい。
・ 分別の徹底。買い物時に廃棄を意識する。
・ ご近所さんにもシェアして、住みやすいキレイな町を目指したい。
・ 今まで以上にリサイクルを教える。
・ ゴミ出しに注意する。
・ 日々の買い物も意識しようと思います。
・ 分別を知らない方が多いので、ゴミ捨てや町内会のそうじ(年2回)の時に発信していきたい。
・ 一人一人の意識が大切だと思いました。家族にも話をしようと思います。

問6. その他ご意見があれば、自由にご記入ください。

- ・ プラスチックごみがどう活用されているのかを担当の方にお伺いできて良かったです。1人でも多くの市民に広報されると良いと思います。
- ・ マンション建設時に近隣住民用の集積所を作る（200ヶ所×200世帯=4万人が対象）
- ・ 事業者のごみを有料にする（試算：1000ヶ所×1万円×12月=12000万円/年）
- ・ 木や枝もリサイクルしてほしい。回収日を決めたりしてほしい。
- ・ とても興味深い内容でした。もっと多くの方に参加して欲しいと思います。勉強になりました。
- ・ 本日はありがとうございました。とても楽しく参加させていただきました。楽しかったなので、もっと沢山の市民の方が次回は参加出来るといいなと思います。
- ・ 高齢者、障害者などのゴミの分別のやり方を教えることも必要だと思います。支援が大切。

9 朝霞市市民環境団体ヒアリング

(1) 趣旨

本市における今後10年間の一般廃棄物の適正かつ効率的に処理するための目指すべき方向を定めた「第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」の策定に当たり、日頃から環境の保全を図る活動を行っている市民活動団体の意見や意向を把握し、課題整理や施策検討を行うための参考資料とするため、環境団体ヒアリングを実施しました。

(2) 対象団体及び実施日

対象団体及び実施日は、以下のとおりです。

対象団体	出席者人数	実施日・時間	選定理由
あさか環境市民会議	12名	8月1日(火) 10:00~10:40	市(環境推進課)と連携して、環境保全に係る具体的改善活動のほかに環境施策の進捗確認・評価、行政への提言も行っているため。
動物等の共生社会を目指す会 Vest.	4名	8月1日(火) 14:30~15:30	動物愛護精神の浸透のため、人と動物のより良い共生を目指す活動のほかに市内の清掃活動を定期的に行っているため。
リサイクルプラザ企画運営協議会	1名※	8月19日(土) 14:30~15:30	リサイクルプラザの事業運営に関して、市(資源リサイクル課)と連携し、循環型社会(3R)の構築に向けて事業展開を行っているため。

※事前に協議会内で意見を集約していただいた上で、代表の方から意見を聴取した。

(3) 意見概要

1) あさか環境市民会議

(3Rについて)

《施策体系との関連》(2)-1)-(カ)再利用の推進(P61)、(3)-1)-(ア)分別排出の徹底(P64)、(3)-1)-(キ)プラスチック資源の再資源化の推進(P65)

- ・ プラスチックごみを燃やしたほうがよいのか、資源として出したほうがよいのか判断に迷う。何を基準とすればよいか。
- ・ 自販機の横の回収箱で回収されたPETボトルや缶は、クリーンセンターに搬入されるのか。市で回収を行えば歳入になるのか。
- ・ 本体とキャップを分けて出すゴミ箱を街中で見かける。このようなタイプの回収箱の朝霞市での普及率はどうか。
- ・ ランドセルの再利用の実績はどれくらいか。もっと大々的にやってはどうか。市内で循環できるとよい。
- ・ 空き缶は、市でアルミ製とスチール製と分けているのか。アルミ製とスチール製を一緒に排出して問題ないか。市では採算がとれているか。
- ・ スーパーのレジ袋は有料化されたが、数円レベルで安すぎると感じる。どれほどの効果があるのか、検証すべきでは。行政がもっと介入すべきではないか。

(分別及び排出ルールの徹底について)

《施策体系との関連》 (3)-1)-(ア)分別排出の徹底(P64)、(4)-(ア)ごみ集積所の管理(P67)

- ・自身が居住するマンションでは分別が徹底されているが、一般家庭ではどうか。問題はないか。
- ・排出ルールが、マンションと一般家庭間で、また、自治体間で異なる場合があり、市民が戸惑う原因となっている。新しい排出ルールを覚えきれない。各家庭で判断するのは難しいため、最低限やることや分別基準について指針を示し、市民に知らせていただきたい。何故細かく分別をしなければならないのか、市民が納得できるよう説明すべき。
- ・ごみや環境問題に関心のある人は既に分別をやっている。関心の無い人にいかに分別をやってもらうかが重要である。細かく分別する理由が焼却施設の能力に差があるからというのでは伝わりにくい。何のために分別をやるのか、を全ての人のとってわかりやすく伝える必要がある。

(広域化について)

《施策体系との関連》 (7)-(ア)ごみ処理広域化事業の着実な実施(P69)、(7)-(イ)ごみ処理広域化事業についての情報発信(P69)

- ・広域施設となることによって、朝霞市の分別区分がどのように変わるのか。今後市の広報がより重要となってくる。
- ・広域化、また、焼却処理量の減量化、紙類のリサイクルの必要性等は、広報を使って、繰り返し周知して市民の意識改革を促していくことが重要。

(市で処理できないものの取扱いについて)

《施策体系との関連》 (4)-(イ)有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知(P67)

- ・収集業者がもっていきたくないごみがあり、不法投棄につながっているケースがある。たとえば、塗料はどうか。
- ・市で処理できないものについては、年に1回でも市で回収してもらえると有り難い。市でできないから個人で対応するのではなく、個人で対応できないからこそ市でやってほしい。

2) 動物等の共生社会を目指す会 Vest.

(朝霞市のごみで気になっていること)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)、(2)-1)-(エ)環境教育の充実(P61)

- ・クリーンアップ活動でごみ拾いをしていると、常にたばこの吸い殻が最も多い。特に黒目川沿いのベンチ、北朝霞駅の裏側やコンビニエンスストア付近、草むらに多い。外国人への周知も必要(外国人が集まるコミュニティに対し周知、外国人を対象としたクリーンアップ活動を開催等)
- ・コロナ禍以降、アルコール飲料缶のポイ捨てが多くなった。

(ごみ減量化に向けて、何をすべきか)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ア)生ごみ減量化の推進(P59)、(2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)、(2)-1)-(エ)環境教育の充実(P61)、(7)-(イ)ごみ処理広域化事業についての情報発信(P69)

- ・一人ひとりが啓発により、自分の行動を見直すと良い。
- ・ワークショップを定期的実施し、ごみについて学ぶ機会をつくってほしい。
- ・町内会にごみの分別を指導する人がいたため、きちんと分別できていた。このような人材をコーディネーターとして育成し、各地区に配置できると良い。
- ・野菜くずを庭に埋めて自然コンポストを作ったところ、ごみを出す量が激減した。
- ・和光市との広域化後は、新施設へのごみの搬入量に応じて、ごみ処理費用の負担額が変わる。市民に周知すべき。市民の取り組み方の変化が期待できる。

(リサイクルを進めるために、今後誰が分別の役割を担うべきか)

《施策体系との関連》 (3)-1)-(イ)集団資源回収活動の促進(P64)

- ・分別した資源ごみをいつでも受け入れてもらえる場所があると良い。また、何かのついでに出せると良い。(例えば、カインズ朝霞店の一角など)

(脱炭素社会に向けて、市民が自発的に環境配慮行動(3Rなど)できるよう何をすべきか)

《施策体系との関連》 (1)-(ア)3Rを通じた環境配慮行動の推進(P59)、(1)-(ウ)温室効果ガス排出量の削減(P59)

- ・使っていない部屋の電気を消す。
- ・分別やリサイクルを徹底する。
- ・余分なものを買わない。
- ・シェアを心掛ける。

(高齢化により街中の清掃や集積所の管理などの担い手が減少。今後、誰が環境美化を担うべきか)

《施策体系との関連》 (4)-(ア)ごみ集積所の管理(P67)、(4)-(オ)高齢者・障害のある方への支援(P68)

- ・既に町内会で集積所の当番をパスしている高齢者がいる。できる人が対応しているので特に問題と感じていない。ただ、共働き世帯の場合、大変だと思う。
- ・集積所を数カ所に集約した場合、ごみの量が増えて、路地などは車の通行が出来なくなる可能性がある。
- ・回収箱が重いので高齢者には負担が大きいと思う。回収箱に取り付けるキャスターを市で配布しており、デリバリーも可能ということなので、利用したい。

(雑がみの排出抑制、適正分別において、どのような取り組みがあると良いか)

《施策体系との関連》 (3)-1)-(エ)紙類の再資源化の推進(P65)

- ・紙ごみの分別を徹底するとごみの量が減った。紙ごみの分別はもっと周知すべき。
- ・雑がみは、紙袋に入れて出せば良いという手軽さが分かったのでやり易い。
- ・そもそも雑がみが何かを知らない人が多い。

(リサイクルプラザの活用について、どのような取り組みが必要か)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)、(2)-1)-(エ)環境教育の充実(P61)、(2)-1)-(オ)啓発イベントの実施(P61)、(2)-1)-(カ)再利用の推進(P61)

- ・ 新たな拠点を増やすよりも、SNS等を通じて情報の発信力を高めて、現有施設を活用した方が良い。
- ・ 協議会でも様々な取組を行っているが、情報発信が課題である。今後家族皆で来てもらえるような施設を目指したい。

(その他)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)、(2)-1)-(オ)啓発イベントの実施(P61)、(3)-1)-(ウ)小型家電品の再資源化(P64)

- ・ 2次電池等による事故が懸念される。集積所への排出方法(別の袋に入れて、黄色の回収箱の横に出す)は知らなかったなので、もっと周知すべき。
- ・ 市が年に2回実施している市内一斉清掃で、回収場所に粗大ごみなどを捨てていく人がいる。
- ・ 集積所に防犯カメラなどを付けるなどの対策を講じてほしい。
- ・ TwitterやインスタグラムなどのSNSを活用して情報発信すると良い。
- ・ ごみ収集員にどういごみが多く排出されているかや分別の間違ひについて聞いてみたい。
- ・ 分別が徹底された地区をランキング形式で発表してはどうか。
- ・ 外国ではたばこの吸い殻で投票を行う取組が実施されている(ナッジの活用)。このような楽しみながら実施できるものを行うと良い。
- ・ せっかく良いワークショップを企画しても人が集まらない。行政が実施するイベントはハードルが上がり、参加しにくい。商工会と協働でのイベントや景品の提供等を実施すると多くの人に参加してもらえるかもしれない。人を集めるのではなく、集まっているところで開催するというのも一案。朝霞市キャラクターの「ぽぽたん」は大人にも子どもにも人気なので、うまく活用できるとよい。

(3) リサイクルプラザ企画運営協議会

(朝霞市のごみで気になっていること)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)、(3)-1)-(ア)分別排出の徹底(P64)

- ・ ペットボトル、缶、マスクごみが幹線道路沿いや植込みの中に捨てられているのをよく見かける。一方で、朝霞市は、他市と比べるとごみのポイ捨て自体は比較的少ないように感じる。
- ・ 分別に迷うごみの区分があり、ごみを回収してもらえなかったことがある。
- ・ ごみを回収してもらえなかった場合、何が不適だったかをシール等に理由を書いてもらえると、分別の意識向上につながる。

(ごみ減量化に向けて、何をすべきか)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)

- ・ 外国人が、ごみの排出マナーや分別を中々守ってもらえていないと感じる。外国

人のコミュニティのインフルエンサーのような立場の人に周知してもらえると良い。

- ・集合住宅の大家へ聞き取り調査を行い、ごみの減量化等について周知してもらえると良い。

(リサイクルを進めるために、今後、誰が分別の役割を担うべきか)

《施策体系との関連》 (3)-1)-(ア)分別排出の徹底 (P64)、(3)-1)-(キ)プラスチック資源の再資源化の推進(P65)

- ・物を捨てるのは買った人の責任なので、分別の役割は、多少は市民が担うべき。
- ・大型プラスチックごみの収集日を月1回程度設ければ、市民もリサイクルに協力しやすい。

(脱炭素社会に向けて、何をすべきか)

《施策体系との関連》 (1)-(ウ)温室効果ガス排出量の削減 (P59)

- ・リデュースを重点的に推進すべき。ごみを発生させない、作らないような意識付けをすべき。

(高齢化により街中の清掃や集積所の管理などの担い手が減少。今後、誰が環境美化を担うべきか)

《施策体系との関連》 (4)-(ア)ごみ集積所の管理(P67)、(4)-(オ)高齢者・障害のある方への支援(P68)

- ・高齢者は、ごみ集積所までごみを持って行くのが大変なので、町内会で声をかけていくべき。
- ・近所同士で声を掛けあえる地域でないと、高齢者がごみを出せなくなってしまうため、隣り合う町内会同士で、ごみの排出、集積所管理をサポートできる協力体制を構築できると良い。
- ・集積所のネットの片づけが大変で、電柱やフェンスにかけられているのをよく見かける。集積所ごとに、ネットの管理方法を統一・共有した方がよい
- ・かごが重いため、高齢者が持って行くのは難しい。ペットボトルのように、びんや缶も袋に入れて出せるようにしてもよい。

(食品ロスの削減において、どのような取組が必要か)

《施策体系との関連》 1)-(イ)家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信 (P84)、1)-(エ)食品ロスに係る理解促進(P85)

- ・ローカルフードサイクリング株式会社(福岡市)が展開しているLFCコンポストの取り組みが有効。(フェルト製のバッグに入れて、家庭のベランダ等で堆肥化が可能)
- ・以前、自宅でコンポストを行っていたが、ベランダ菜園などで全て使い切ることができなかったため、コンポストを止めた経緯がある。各家庭で生成した堆肥の使い道まで検討しておいた方がよい。
- ・食品を買い込みすぎないようにする。
- ・賞味期限が切れそうなものから食べきるように意識付け、啓発を行う。
- ・スーパーの販売量を縮減する。

(雑がみの排出抑制、適正分別において、どのような取組があると良いか)

《施策体系との関連》 (3)-1)-(エ)紙類の再資源化の推進(P65)

- ・ 各家庭でルールを決めるなど、意識づけをすると良い（紙袋に雑紙を溜めていく、ごみ箱をリビングに設置しない等）
- ・ 生ごみを減らすことが出来れば、可燃ごみの総量が減り、雑がみへ意識が向くようになる。

(リサイクルプラザの活用について、どのような取り組みが必要か)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)

- ・ ごみを発生させない、ごみを作らないための方法（リデュース）をもっと講座の開催や SNS で周知した方が良い。

【あ行】

あさか学習おとどけ講座

市民の主体的な学習機会の拡充と市政への理解を深めることで、生涯学習の推進と市民協働の市政の進展に寄与することを目的に、市民等で構成する5人以上の団体に、市の職員等が講師となって市の施策等の説明を行う事業。

朝霞地区一部事務組合

し尿処理事務・障害者支援更生事務・消防事務を共同で処理するために設立された特別地方公共団体。朝霞市、志木市、和光市、新座市の4市で構成される。

朝霞和光資源循環組合

ごみ広域処理施設の設置及び管理運営を共同で処理するために設立された特別地方公共団体。朝霞市、和光市の2市で構成される。

EM（イーエム）ぼかし

EMとは、「有効微生物群」という意味で、自然界に存在する、人間、動物、自然にとって有効な微生物（酵母菌、乳酸菌など）を選び出し、相乗効果を発揮するのが特徴。

EMぼかしは、米ぬか、コーヒーの絞りかすなどを原料にし、それにEMを定着させ乾燥処理したもので、生ごみとEMぼかしを密封性の高い容器で発酵させ堆肥として利用する。

EPR（拡大生産者責任）

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方として、OECD（経済協力開発機構）が提唱した。

循環型社会形成推進基本法にこの考え方が取り入れられており、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法において製造者に製品のリサイクル義務を課しているのも、この拡大生産者責任に基づくものである。

一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。

ごみは、家庭から排出されるごみと、産業廃棄物を除いた商店、事務所、工場などから排出されるごみに分けられる。本計画では、前者を生活系ごみ、後者を事業系ごみと呼ぶ。

一般廃棄物処理事業実態調査

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が全国の市町村等に対して毎年度行う調査のこと。調査結果は、ごみ・し尿の排出処理状況、事業経費・人員、処理施設の整備状況等について取りまとめ、公表されている。

一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画を推進するため、ごみ排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画。

エコバッグ

買い物をする際に自宅から商品を入れる買い物袋を持参し、レジ袋等を使わないようにする取組で、ごみの減量化やレジ袋の原料の石油消費を減らすことを目指している。

エコネットあさか（朝霞市リサイクルプラザ）

朝霞市リサイクルプラザの通称。「リサイクルプラザ」の項を参照。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」を理念とし、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むもの。

温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が指定されている。

【か行】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。排出量を全体としてゼロとは、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引くことで、実質ゼロとすることを意味している。

家庭ごみの有料化

市民がごみの減量やリサイクルを進めるきっかけになるよう、ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度。

カレット

ガラス製品（ソーダ石灰ガラス）をリサイクルする際に、いったん破碎した状態のガラスくずのこと。

環境基本計画

環境基本法の基本理念により、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定したもので、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図るため「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」を長期的な目標としている。

環境基本法

環境に関する基本法。「公害対策基本法（昭和42年）」と「自然環境保全法（昭和47年）」を合わせて発展させた法律で、環境に関する施策の基本的な方向を示す規定で構成され、廃棄物の増大や地球温暖化、オゾン層の破壊などといった環境問題に対処し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としている。

環境月間

国では、環境保全について関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高めるよう6月を「環境月間」とした。

全国で環境に関する様々な行事が行われている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるもの。

工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

感染性廃棄物

医療関係機関等から発生する廃棄物で、形状、排出場所、感染症の種類観点から、廃棄物処理法に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」において定義されている。

処理は、特別管理廃棄物として、密閉した容器での収集運搬や感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

合併処理浄化槽

汚水や生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられている。

拠点回収

市役所や公民館などを拠点として資源物等を回収すること。

クリーンネット

カラス等による集積所のごみの散乱を防止するためのネット。

ごみ集積所

生活系ごみを出す場所で、ごみ収集車が回収する。本市には約 5,500 箇所（令和 4 年度）のごみ集積所が点在する。

【さ行】

災害廃棄物

地震・風水害等の自然災害によって発生した廃棄物のこと。環境省では、災害廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならないとしている。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分する場所及びその施設・設備をいう。

処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、遮断型（埋立基準値以上の有機物質を含む）がある。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施したうえで再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」などがある。

再生砕石資源化

焼却残渣及び不燃残渣の再資源化方法の一つ。基礎材や路盤材等の土木資材に用いる砕石へ加工する方法。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材料の物を大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという。

再生利用率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量＋焼却残渣のリサイクル量）の割合。

雑がみ

菓子箱、包装紙、メモ用紙、チラシ等のリサイクル可能な紙類のことで、本市では、紙袋または透明袋に入れて排出する。写真、紙コップ、圧着はがき等の特殊加工された紙類は含まない。

事業系一般廃棄物減量等計画書

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等の規定により、大規模建築物の事業所（床面積 3,000m² 以上）や多量排出事業者（クリーンセンターに月 4 トン以上搬入）が毎年市に提出する。

当該年度における事業所のごみ排出量、再資源化量の目標等を掲げた計画書。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。本計画では事業系一般廃棄物をいう。

し渣

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る汚泥以外のもの。

磁性物

磁気を帯びた鉄類等の物質。

集団資源回収

自治会や町内会等の地域団体が、各家庭の資源物を回収し、民間の回収業者へ引き渡すリサイクル活動のこと。

循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会に代わるものとして提示された概念。

循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進地域計画

施設整備等に対する循環型社会形成推進交付金の申請に伴い、市町村による一般廃棄物処理に関する総合的な施策を掲載した計画で、5か年程度の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示す。

焼却残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称。

食品リサイクル法

法律名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

新河岸川水循環センター

荒川右岸流域下水道で和光市に所在する下水処理施設。

人工砂原料化

焼却灰の再生利用方法の一つ。路盤材等の土木資材に用いる人工砂への再資源化方法。

水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。

ストーカ式

焼却炉内にある金属の棒を格子状に組み合わせてある火格子の上でごみを転がし、焼却炉の上部からの熱で乾燥、過熱し、移動しながら燃やす仕組み。

3 R（スリーアール）

リデュース (Reduce)：発生抑制、リユース (Reuse)：再使用、リサイクル (Recycle)：再生利用の3つの頭文字をとったもの。環境省では、3 R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を3 R推進月間と定め、広く国民に向けて、普及啓発活動を実施している。

生活系ごみ

一般家庭の日常生活から発生する廃棄物で、家庭ごみから集団資源回収を除いた廃棄物のこと。

セメント原料化

焼却灰の再生利用。焼却灰の成分がセメントに近いことから、焼却灰を焼成して、セメント原料にする再資源化方法。

ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

総合計画

地方自治法の規定に基づき定める基本構想及び基本計画、実施計画の3層からなる本市の都市づくりの指針となる計画。

【た行】

大規模建築物の事業所

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定により、市に事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を義務付けている床面積が3,000m²以上の事業所。

脱水汚泥

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る水分の少ない汚泥。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。国は令和2（2020）年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会を実現することを宣言した。

単独処理浄化槽

汚水だけを処理する浄化槽。生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）は未処理のまま放流される。

浄化槽法の改正により、現在は合併浄化槽のみが「浄化槽」として位置づけられ、単独浄化槽は、原則として新たな設置ができなくなった。

地域リサイクル活動推進補助金制度

資源の再生利用の推進、ごみの減量等を図ることを目的に、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる古紙、缶、びんなどの資源を回収する団体に対し、回収量に応じて補助金を交付する。

厨芥類

食べ物のくず。生ごみ。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

デポジット制度

製品価格に一定金額のデポジット（預託金）を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却されたときに預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。

【な行】

熱回収（サーマルリサイクル）

ごみを焼却し、熱エネルギーとして利用すること。

【は行】

破碎

砕いてこなごなにすること。本市では粗大ごみ処理施設で不燃ごみ、粗大ごみを破碎処理している。

発生抑制（リデュース）

ごみの発生そのものをおさえることで、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）に優先される。

発生抑制のためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要である。

不燃残渣

ごみの中間処理等で残ったカスで、本市の焼却処理施設で焼却できないごみ。

不法投棄

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場等などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、団体等に寄付する活動のこと。本市では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に提供している。

分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的方法を策定するもの。

ペーパーリサイクル

資源として排出された古紙、雑紙等の再生利用。

【ま行】

マイバッグキャンペーン

ごみの減量化・再資源化を推進するため、自分専用の買い物袋（バッグ）を使用することでレジ袋を削減するよう広く呼びかける啓発事業。

【や行】

有害ごみ

蛍光管、乾電池、水銀体温計等の人体に害を及ぼす物質を含む廃棄物のこと。

【ら行】

リサイクルショップ事業

リサイクルプラザで運営する不用品の再使用事業。

市民から家庭で不用になった生活用品を預かり、必要な方に販売して精算する制度で、不用品の再使用による減量化を市民に広く啓発する。

リサイクルプラザ（エコネットあさか）

朝霞市リサイクルプラザは、廃棄物の再生利用促進やごみ問題の意識啓発などを積極的に推進するための情報拠点施設で、リサイクル品を展示・斡旋するリサイクルショップ、リサイクルギャラリー、リサイクル情報図書コーナー、不用品情報交換コーナー、リサイクル活動室及び各種講座・教室などを行うリサイクル工房・リフォーム工房を設置している。

リサイクルプラザ企画運営協議会

リサイクルプラザの開設当初（平成12年7月）に発足し、リサイクルプラザを拠点として「ごみの減量化」「5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）の啓発」に取り組んでいる市民活動団体で、環境にやさしい5R事業を企画運営し、本市と市民とのパートナーシップ（協働）を実践している。

リサイクル法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。

当初、資源の有効利用を進めるために「再生資源の利用の促進に関する法律」として制定され、業種や製品ごとに事業者に対するリサイクルを進めるための判断基準や表示基準を定めた。その後、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の積極的導入を図るために改定された。

リサイクル率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量）の割合。

リターナブルびん

牛乳びんやビールびん等の繰り返し使用されるガラスびん。

小売店を通じて回収された後、メーカーで洗浄され、中身を詰めて再び商品として販売される。